

つとめ、つとめ、
実現する
ふくしま

業 務 概 要

令和 4 年度 版
(令和 3 年度 実績)

〇 福 島 県

中央児童相談所
県中児童相談所
会津児童相談所
浜児童相談所

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(児童憲章より)

はじめに

全ての児童は、適切に養育され、その生活が保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどを等しく保障される権利を有しております。これらの児童の福祉を保障するためには、保護者はもとより、国、地方自治体等の関係機関など社会全体で支えていく必要があります。

児童相談所においては、虐待や非行、発達等の児童に関するあらゆる相談に対し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等が一丸となって、それぞれが持つ専門性をいかしながら相談援助に当たっております。しかしながら、相談件数の増加に加え、相談内容が複雑化、多様化する傾向にあることから、それらに適切に対応するため、計画的に児童相談所の児童福祉司、児童心理司等の増員を進めております。

また、増加する若手職員の職務遂行能力の向上を図るため、令和4年度において中央児童相談所に研修企画担当職員を新たに配置し、職員の専門性向上研修を充実させて、人材育成を推し進めているところです。

さらに、令和4年度から中央及び県中児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を配置し、第一義的な相談窓口となる市町村に対する支援体制の充実を図るとともに、各児童相談所に専任の里親担当児童福祉司を配置し、里親養育支援体制の構築と里親委託の推進に努めております。

児童相談所といたしましては、引き続き児童福祉の専門機関としての機能を高めつつ、市町村をはじめ児童と関わる機関等との連携を強化し、児童及び保護者の意向、意見を踏まえながら、児童の最善の利益を求めて相談援助活動を展開してまいりたいと考えておりますので、今後とも、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

本業務概要は、令和3年度における県内4児童相談所での相談援助活動の実績等を取りまとめたものです。児童相談所の現状について御理解をいただくとともに、関係の皆様方の業務に広く役立てていただければ幸いです。

令和5年2月

福島県中央児童相談所長 佐藤 早苗

福島県県中児童相談所長 坂 詰 健一

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子

福島県浜児童相談所長 横山 秀和

目次

I 児童相談所の概要

1	児童相談所とは	1
2	管内概況	1
	（1）管轄区域図	1
	（2）各児童相談所の管内概況	1
3	児童相談所（相談室）の所在地等	2
4	令和4年度児童相談所の組織、人員配置	3

II 児童相談所の業務

1	児童相談所が行う主な業務	5
2	相談の方法	5
3	相談の種類と内容	6
4	相談の流れ	7
5	相談受付状況	8
	（1）児童人口と相談件数の推移	8
	（2）児童相談所別相談件数の推移	9
	（3）経路別受付状況	10
	ア 令和3年度経路別受付状況	10
	イ 経路別相談受付割合の推移	11
	（4）相談種別受付状況	12
	ア 令和3年度相談種別受付状況	12
	イ 相談種別受付状況の推移	12
6	相談対応状況	13
	（1）令和3年度相談種別対応状況	13
7	虐待相談	14
	（1）虐待相談受付件数の年度別推移	14
	（2）令和3年度虐待種別対応状況	14
	（3）令和3年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況	15
	（4）虐待種別対応件数の推移	16
	（5）令和3年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者	16
	（6）令和3年度被虐待者の年齢、虐待種別	17
8	相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況	18
	（1）心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移	18

(2) 令和3年度調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	19
9 里親委託の状況	20
(1) 里親委託の状況	20
(2) 里親委託状況の推移	20
(3) 年齢別里親委託児童数	21
10 一時保護の状況	22
(1) 令和3年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況	22
ア 一時保護所での保護	22
イ 一時保護委託	23
(2) 一時保護の推移	24
ア 一時保護児童数の推移	24
イ 一時保護児童（所内＋所外）の対応状況と保護日数の推移	24
ウ 一時保護児童（所内＋所外）の対応種別の推移	25

Ⅲ 児童相談所の事業

1 児童福祉施設訪問調査	26
2 児童虐待防止対策	27
(1) 児童虐待ケース対応強化事業	27
(2) 学校等との連携強化事業	28
3 児童福祉施設連絡協議会	28
4 職員研修	29
(1) 児童相談所部門別研修会	29
(2) 面接スキル研修会	30
(3) 派遣研修	30
5 市町村との連携、市町村支援	31
6 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議	33

Ⅳ 児童福祉施設等

1 県内の児童福祉施設一覧	34
2 施設別在籍状況	35
(1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設	35
(2) 障害児入所施設	36
(3) 県内の福祉事務所等一覧	37

I 児童相談所の概要

1 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法の規定に基づいて設置された児童福祉のための専門行政機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。また、中核市や特別区などにも設置することができます。

2 管内概況

(1) 管轄区域図



(2) 各児童相談所の管内概況

児童相談所名	面積 (k m ²)	管轄 市町村数	人口 (人)	児童数 (人)	人口に対する 児童の割合	管内別 児童割合
① 中央児童相談所	1,753.34	4市3町1村	456,611	60,548	13.3%	24.9%
② 県中児童相談所	3,639.32	4市10町7村	646,330	92,313	14.3%	37.9%
③ 会津児童相談所	5,420.31	2市11町4村	247,802	32,679	13.2%	13.4%
④ 浜児童相談所	2,970.77	3市7町3村	439,619	57,810	13.2%	23.8%
計	13,783.74	13市31町15村	1,790,362	243,350	13.6%	100.0%

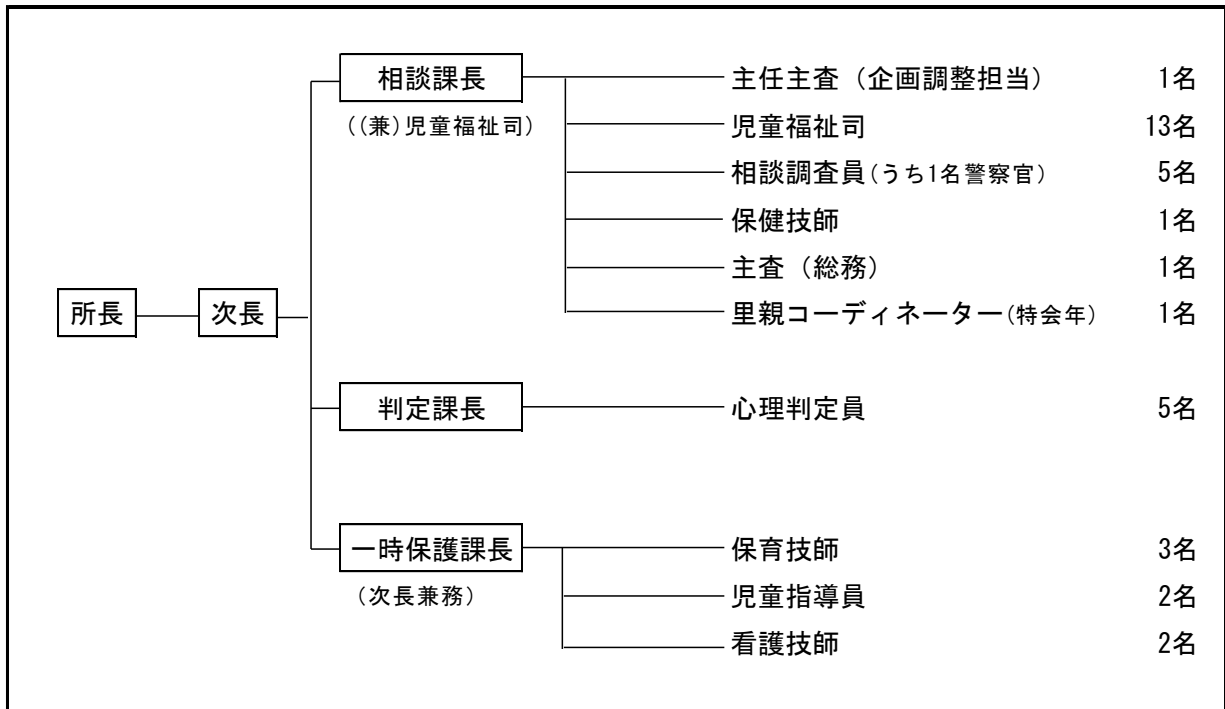
※ 人口及び児童数は、「福島県現住人口調査 令和4年10月1日現在」による。

3 児童相談所（相談室）の所在地等

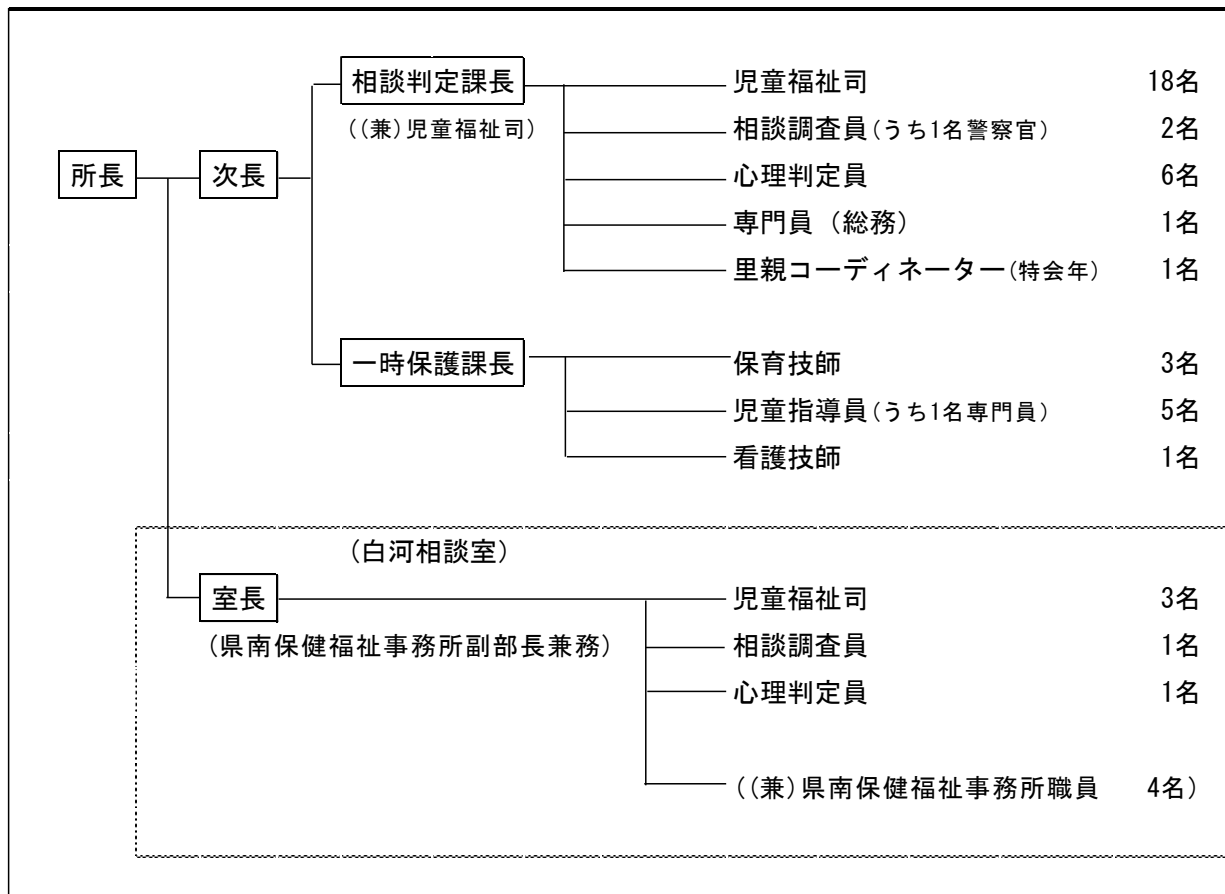
児童相談所	所在地・連絡先	管轄区域
中央児童相談所 (昭和23年6月18日設置) (昭和47年4月1日改築)	〒960-8002 福島市森合町10-9	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 (計：4市2郡4町村)
	TEL：024-534-5101	
	FAX：024-534-5211	
	E-mail：tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
県中児童相談所 (平成19年4月1日設置) (令和5年1月30日移転)	〒963-8041 郡山市富田町字町田3	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡 (計：4市5郡17町村)
	TEL：024-935-0611	
	FAX：024-935-0618	
	E-mail：kentyuu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
白河相談室 (平成14年4月1日設置) (平成15年3月1日移転)	〒961-0074 白河市郭内127	白河市、西白河郡、東白川郡 (計：1市2郡8町村)
	TEL：0248-22-5648	
	FAX：0248-22-5451	
会津児童相談所 (昭和35年12月1日設置) (平成18年4月1日移転)	〒965-0003 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡 (計：2市4郡15町村)
	TEL：0242-23-1400	
	FAX：0242-23-1404	
	E-mail：aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南会津相談室 (平成14年4月1日設置)	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2	南会津郡 (計：1郡4町村)
	TEL：0241-63-0309	
	FAX：0241-62-1698	
浜児童相談所 (昭和28年5月1日設置) (平成29年8月7日改築)	〒970-8033 いわき市自由ヶ丘38-15	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：3市2郡10町村)
	TEL：0246-28-3346	
	FAX：0246-28-2624	
	E-mail：hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南相馬相談室 (平成14年4月1日設置)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：2市2郡10町村)
	TEL：0244-26-1135	
	FAX：0244-26-1332	

4 令和4年度児童相談所の組織、人員配置

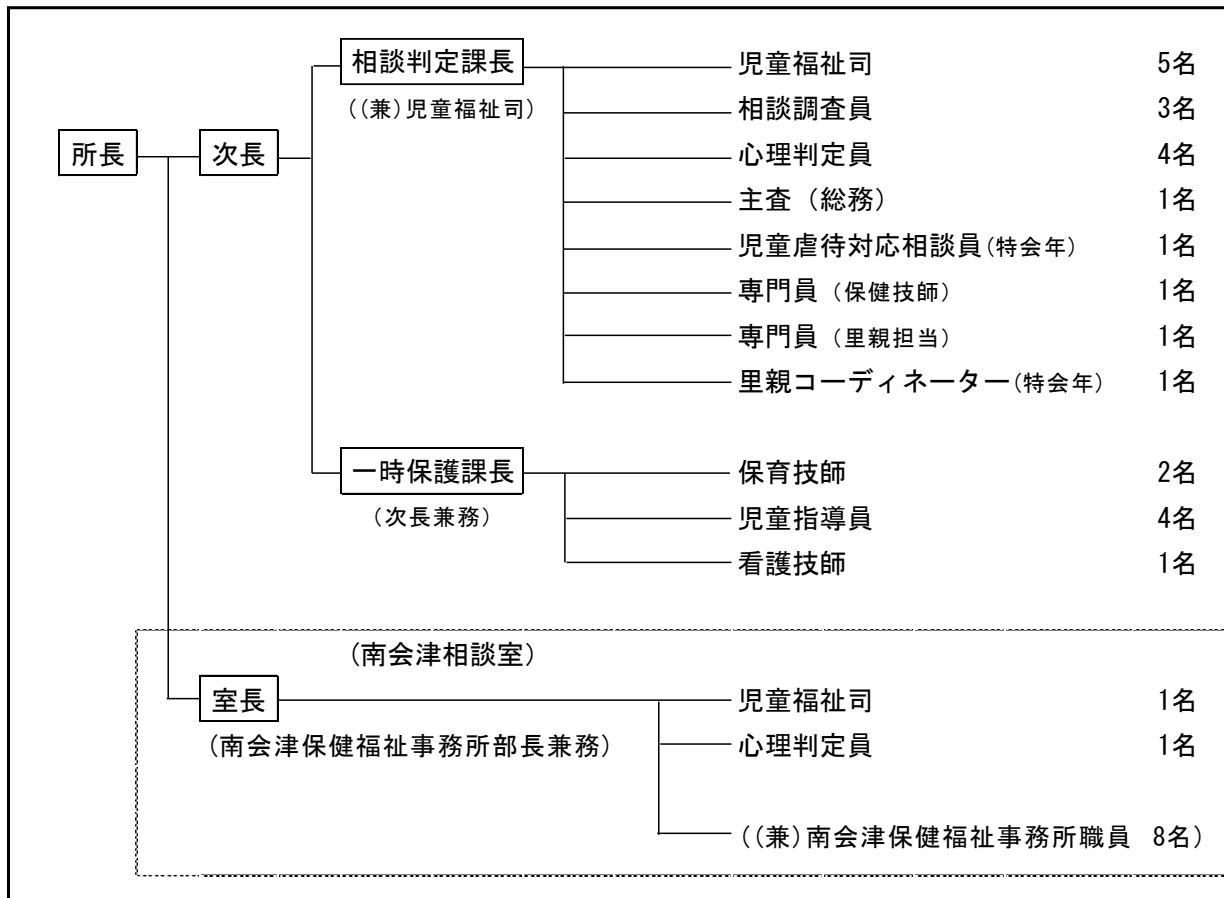
【中央児童相談所】



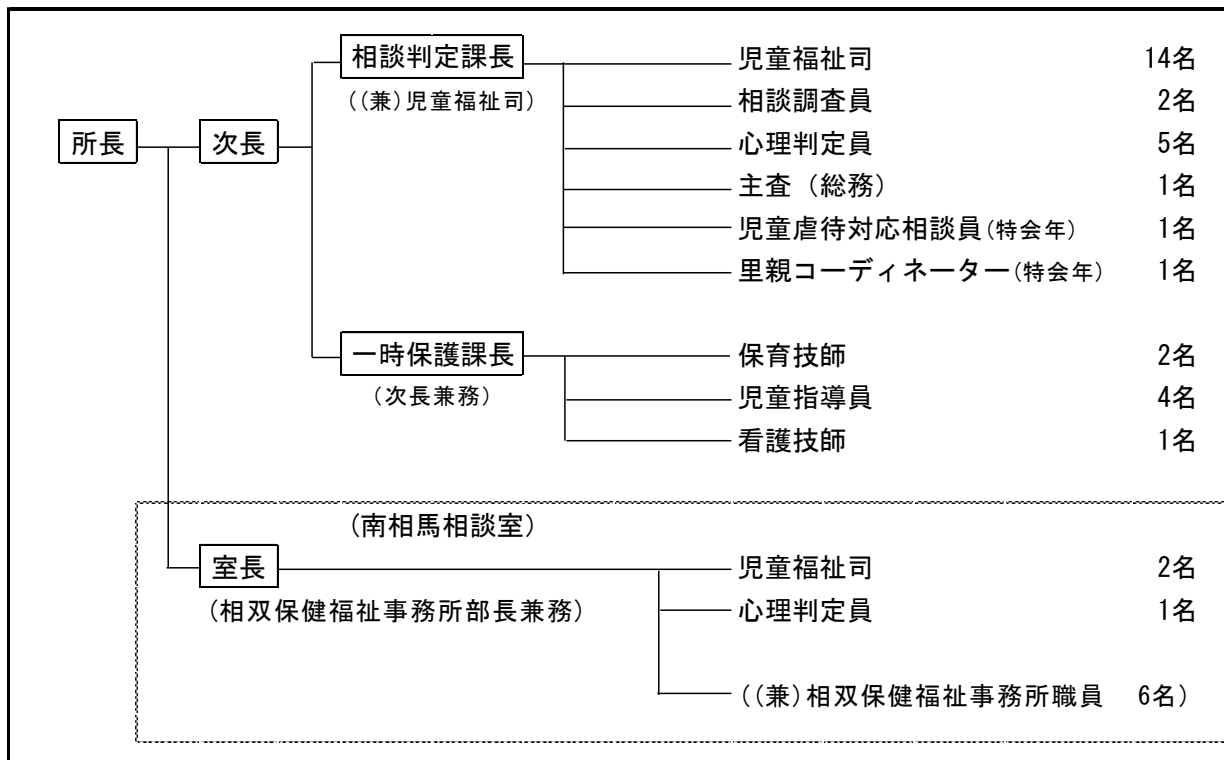
【県中児童相談所】



【会津児童相談所】



【浜児童相談所】



II 児童相談所の業務

1 児童相談所が行う主な業務

児童相談所では、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子ども及びその家庭を援助することを目的として相談援助活動を行っています。

児童相談所が行う主な業務は、次のとおりです。

(1) 市町村援助業務

市町村が行う児童家庭相談に関する業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

(2) 相談業務

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に応じます。

(3) 一時保護業務

虐待、家出、放任（ネグレクト）等により緊急性がある場合や、行動観察、短期入所が必要な場合等に一時保護を行います。

(4) 措置業務

必要に応じ、子どもの児童福祉施設等への入所措置や、里親、指定医療機関への委託などを行います。

2 相談の方法

相談は、児童相談所への来所や電話等により行います。

電話相談は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を含め、24時間365日いつでも受け付けます。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番（いちはやく）に電話をかけると、固定電話の場合は最寄りの児童相談所につながります。また、携帯電話から発信した場合は、オペレーターが地域情報を聞き取り、管轄の児童相談所へつなぎます。

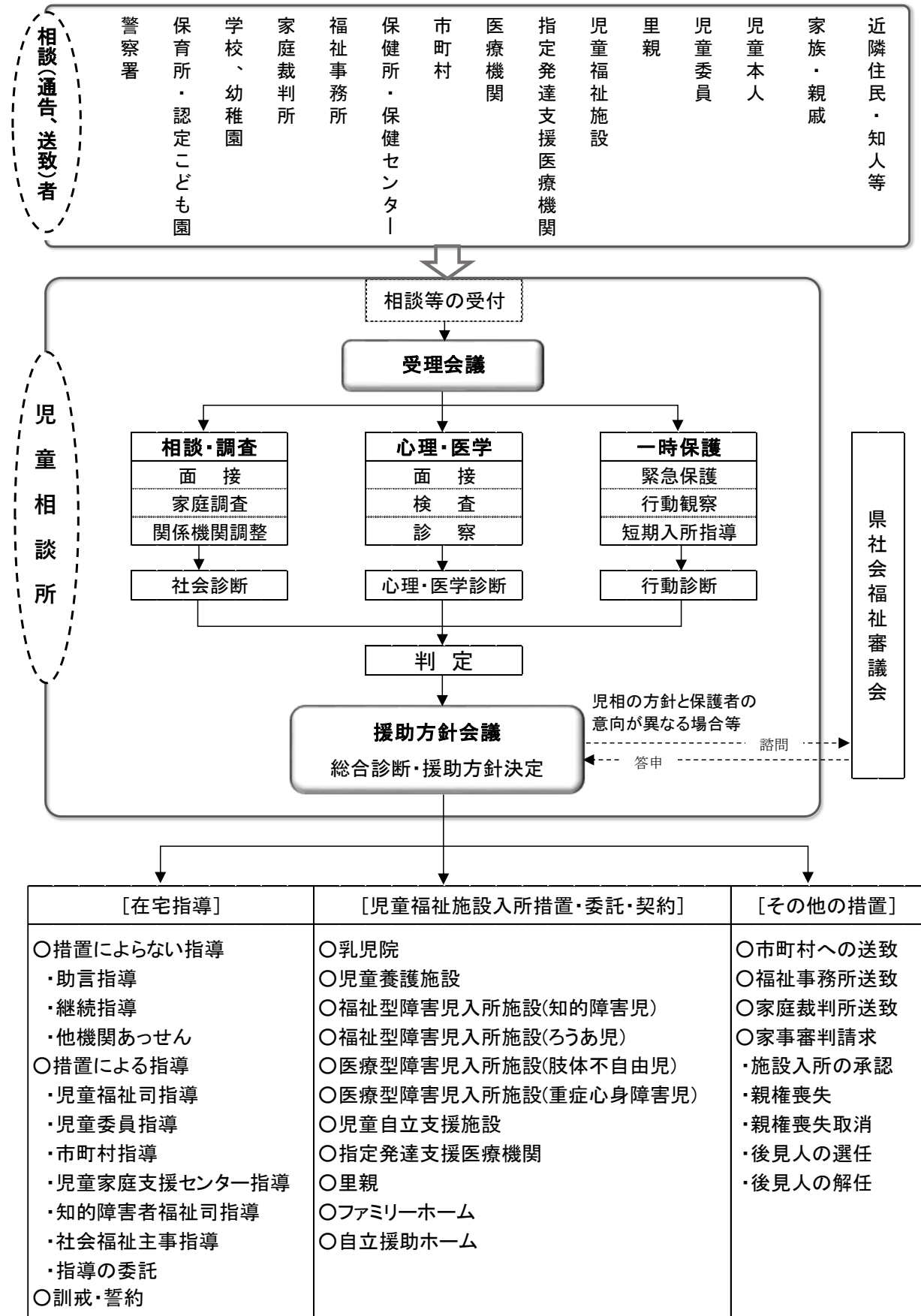
なお、来所での相談の場合は、待ち時間を少なくするため、事前に電話等で相談日時を予約されることをお勧めします。

3 相談の種類と内容

児童相談所が受け付ける相談の種類と内容は、次のとおりです。

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 相談の流れ



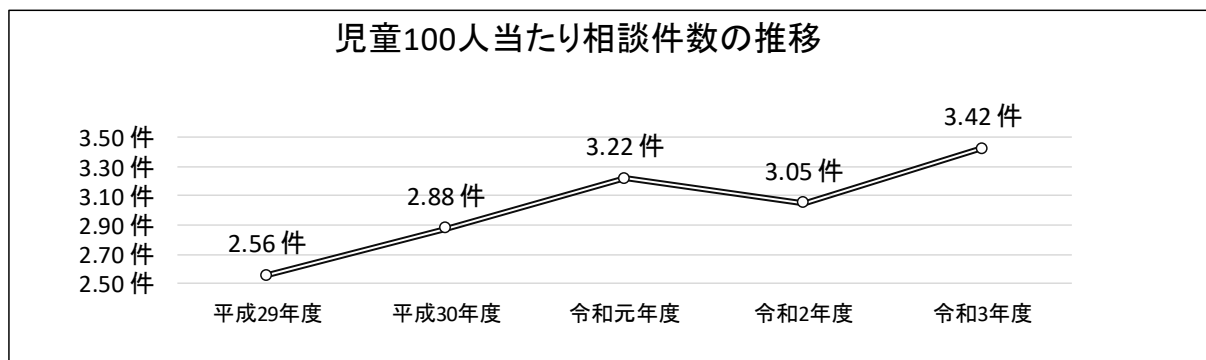
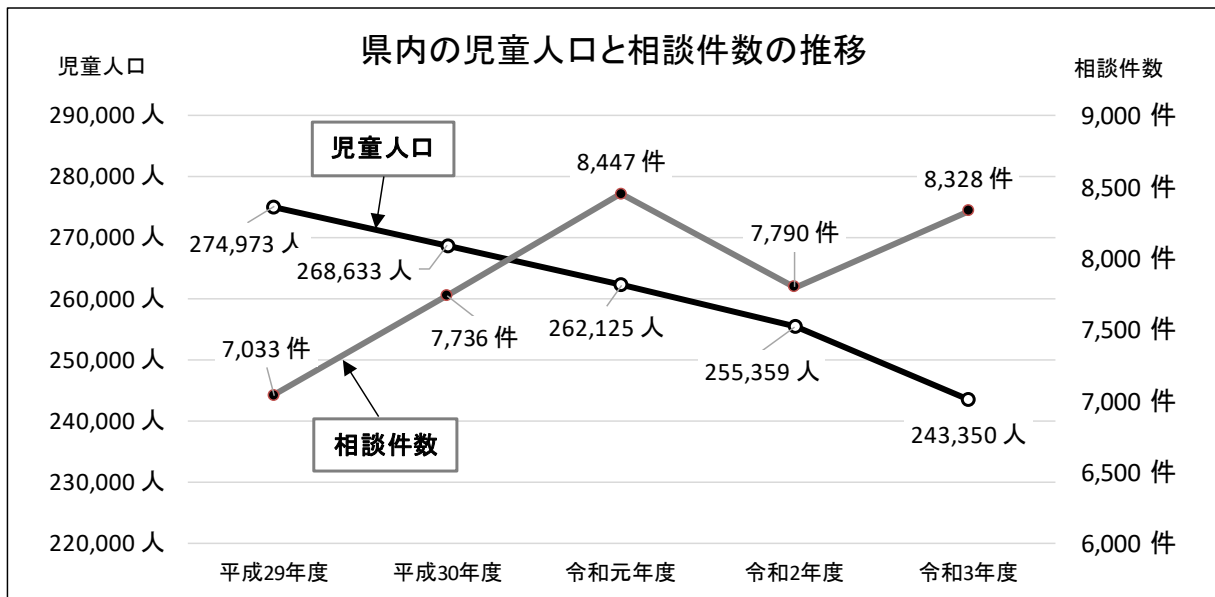
5 相談受付状況

(1) 児童人口と相談件数の推移

県内の児童人口は、平成29年度の274,973人に対して令和3年度では243,350人（いずれも各年10月1日現在）と、5年間で31,623人、約11.5%の減少となっています。

他方、児童相談所への相談件数は、平成29年度が7,033件、令和3年度では8,328件と、1,295件、約18.4%の増加となっています。

これを児童100人当たりの相談件数で比較すると、平成29年度が2.56件であったのに対し、令和3年度では3.42件と、5年間で約1.34倍に増加していることが分かります。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童人口	274,973 人	268,633 人	262,125 人	255,359 人	243,350 人
相談件数	7,033 件	7,736 件	8,447 件	7,790 件	8,328 件
児童100人当たり 相談件数	2.56 件	2.88 件	3.22 件	3.05 件	3.42 件

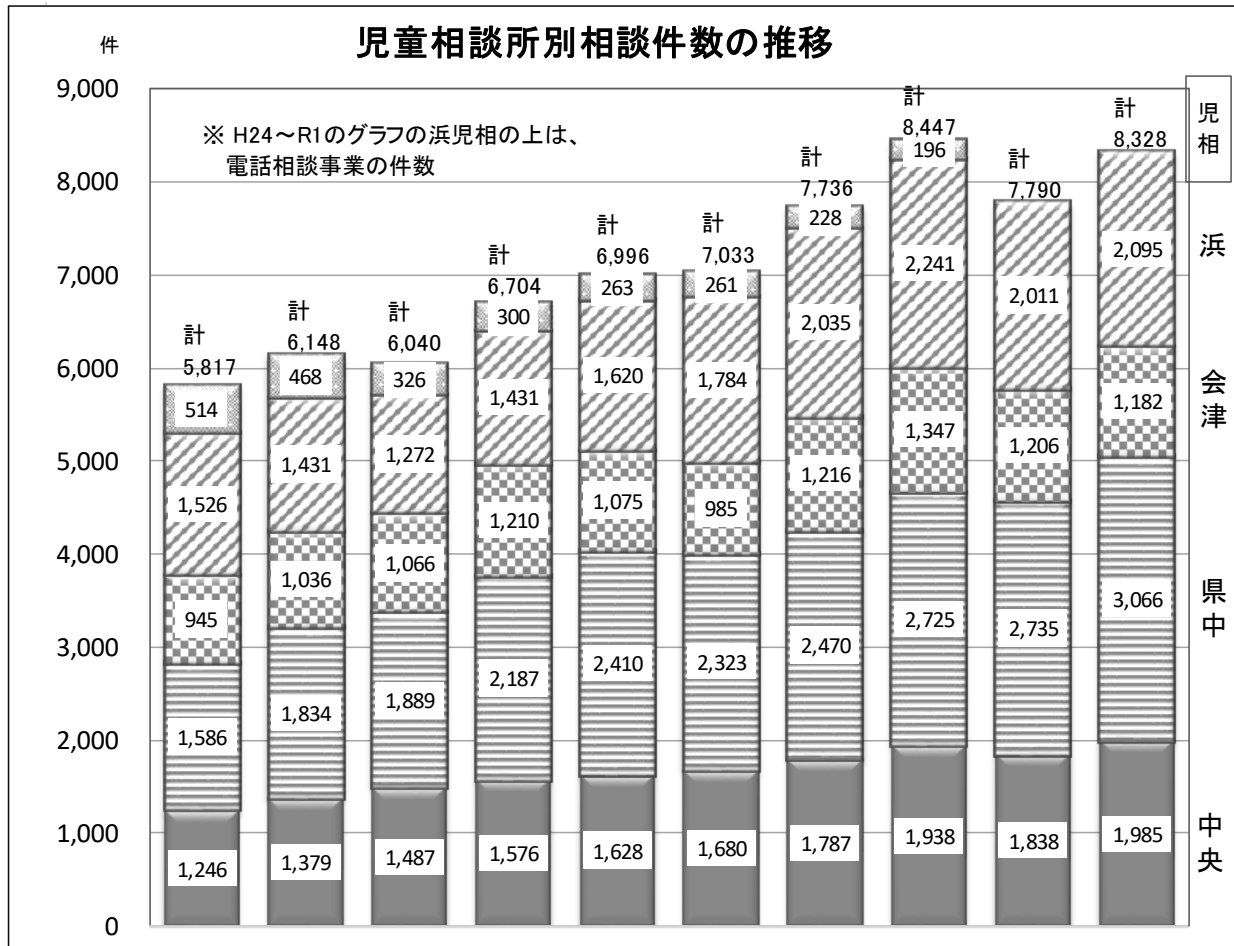
※ 児童人口は、「福島県現住人口調査」(各年10月1日現在)より

(2) 児童相談所別相談件数の推移

平成24年度と令和3年度の相談件数を比較すると、県全体では5,817件から8,328件と1.43倍の増加となっています。

児童相談所別にみると、県中児童相談所は1,586件から3,066件、約1.93倍と大きく増加しており、次いで中央児童相談所が1,246件から1,985件、約1.59倍の増加となっています。

なお、電話相談事業は、令和元年度をもって終了しました。

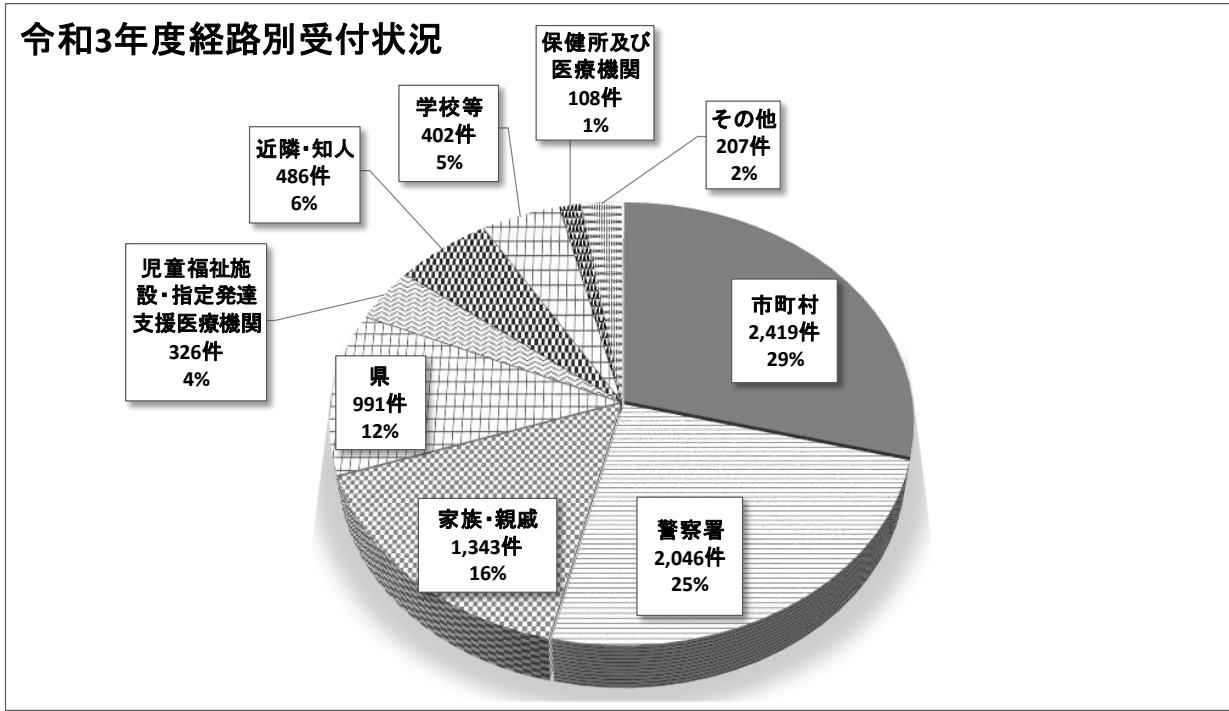


児相	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	県計		5,817件	6,148件	6,040件	6,704件	6,996件	7,033件	7,736件	8,447件	7,790件
内訳	中央	1,246件	1,379件	1,487件	1,576件	1,628件	1,680件	1,787件	1,938件	1,838件	1,985件
	県中	1,586件	1,834件	1,889件	2,187件	2,410件	2,323件	2,470件	2,725件	2,735件	3,066件
	会津	945件	1,036件	1,066件	1,210件	1,075件	985件	1,216件	1,347件	1,206件	1,182件
	浜	1,526件	1,431件	1,272件	1,431件	1,620件	1,784件	2,035件	2,241件	2,011件	2,095件
	電話相談事業	514件	468件	326件	300件	263件	261件	228件	196件	-	-

(3) 経路別受付状況

ア 令和3年度経路別受付状況

令和3年度における相談受付状況を経路別にみると、「市町村」が2,419件・29%と最も多く、次いで「警察署」2,046件・25%、「家族・親族」1,343件・16%となっています。



経路	児相	県計			中央			県中			会津			浜		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	児童相談所	94	128	222	23	26	49	28	44	72	14	20	34	29	38	67
	福祉事務所	35	19	54	8	3	11	17	6	23	3	9	12	7	1	8
	その他	447	268	715	128	75	203	177	100	277	65	33	98	77	60	137
市町村	福祉事務所	1,340	741	2,081	366	232	598	408	189	597	155	102	257	411	218	629
	児童委員	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	保健センター	42	20	62	5	1	6	30	16	46	1	0	1	6	3	9
	その他	166	109	275	9	5	14	108	66	174	45	36	81	4	2	6
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	20	22	42	6	0	6	6	8	14	0	1	1	8	13	21
	児童福祉施設	154	124	278	38	24	62	66	51	117	20	20	40	30	29	59
	指定発達支援医療機関	6	0	6	1	0	1	4	0	4	0	0	0	1	0	1
児童家庭支援センター	3	0	3	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
認定こども園	7	3	10	1	0	1	1	1	2	2	0	2	3	2	5	
警察署	1,049	997	2,046	242	226	468	452	391	843	93	118	211	262	262	524	
家庭裁判所	22	9	31	3	0	3	10	5	15	0	0	0	9	4	13	
保健所及び医療機関	保健所	3	6	9	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	医療機関	58	41	99	8	9	17	30	15	45	7	4	11	13	13	26
学校等	幼稚園	4	9	13	2	3	5	0	1	1	1	3	4	1	2	3
	学校	149	184	333	30	33	63	62	56	118	25	39	64	32	56	88
	教育委員会等	35	21	56	5	2	7	7	8	15	8	3	11	15	8	23
里親	13	22	35	2	4	6	6	12	18	1	2	3	4	4	8	
児童委員	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
家族・親戚	811	532	1,343	190	132	322	276	182	458	162	101	263	183	117	300	
近隣・知人	263	223	486	62	54	116	106	72	178	33	33	66	62	64	126	
児童本人	22	28	50	3	7	10	8	3	11	4	6	10	7	12	19	
その他	40	37	77	2	8	10	20	14	34	8	5	13	10	10	20	
計		4,784	3,544	8,328	1,138	847	1,985	1,825	1,241	3,066	647	535	1,182	1,174	921	2,095

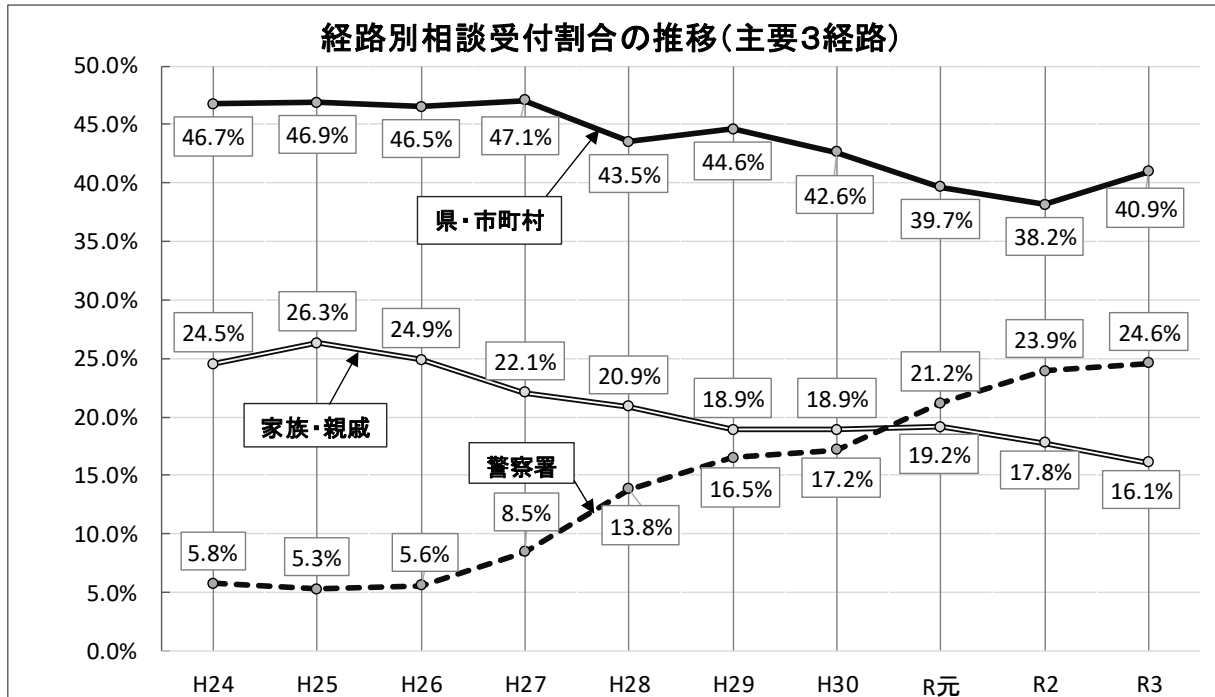
イ 経路別相談受付割合の推移

平成 24 年度から令和 3 年度の経路別の受付件数及び当該年度における各経路が占める割合の推移は、次表のとおりです。

そのうち主要 3 経路の推移を示したのが下のグラフで、これを見ると「県・市町村」及び「家族・親戚」は、令和 3 年度では平成 24 年度より低下しているのに対し、「警察署」は、平成 24 年度では 5.8%であったところ、令和 3 年度では 24.6%と大幅な増加となっています。これは、警察がいわゆる面前DV（※）を積極的に通告するようになったことが、主な増加の要因です。

※ 面前DV～子どもの前で配偶者に対して暴力をふるうこと。(DV＝ドメスティックバイオレンス)

経路	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
県・市町村	件数	2,718	2,882	2,811	3,156	3,052	3,136	3,298	3,351	2,973	3,410
	割合	46.7%	46.9%	46.5%	47.1%	43.5%	44.6%	42.6%	39.7%	38.2%	40.9%
警察署	件数	337	327	336	567	969	1,161	1,328	1,788	1,865	2,046
	割合	5.8%	5.3%	5.6%	8.5%	13.8%	16.5%	17.2%	21.2%	23.9%	24.6%
家族・親戚	件数	1,426	1,617	1,503	1,480	1,463	1,330	1,462	1,619	1,384	1,343
	割合	24.5%	26.3%	24.9%	22.1%	20.9%	18.9%	18.9%	19.2%	17.8%	16.1%
近隣・知人	件数	238	284	319	422	436	365	460	444	401	486
	割合	4.1%	4.6%	5.3%	6.3%	6.2%	5.2%	5.9%	5.3%	5.1%	5.8%
学校等	件数	343	341	373	410	417	365	416	451	428	402
	割合	5.9%	5.5%	6.2%	6.1%	5.9%	5.2%	5.4%	5.3%	5.5%	4.8%
施設等	件数	424	422	423	433	381	402	382	418	369	326
	割合	7.3%	6.9%	7.0%	6.5%	5.4%	5.7%	4.9%	4.9%	4.7%	3.9%
保健所等	件数	51	48	64	69	70	81	93	71	100	108
	割合	0.9%	0.8%	1.1%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	0.8%	1.3%	1.3%
児童本人	件数	150	84	75	69	64	69	65	77	74	50
	割合	2.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.9%	1.0%	0.8%	0.9%	0.9%	0.6%
その他	件数	130	143	136	98	162	124	232	228	196	157
	割合	2.2%	2.3%	2.3%	1.5%	2.3%	1.8%	3.0%	2.7%	2.5%	1.9%
計	件数	5,817	6,148	6,040	6,704	7,014	7,033	7,736	8,447	7,790	8,328
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(4) 相談種別受付状況

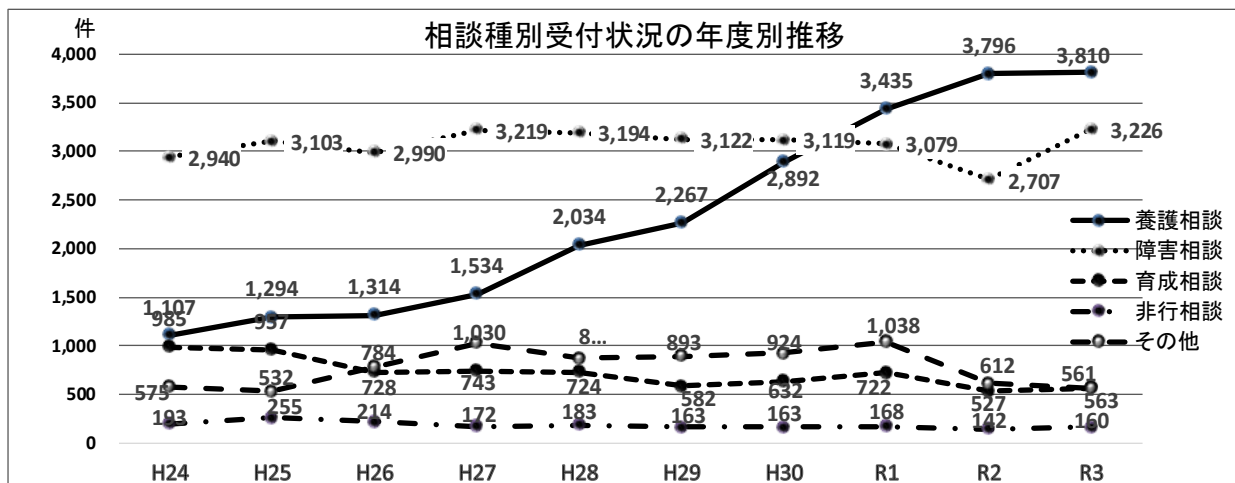
ア 令和3年度相談種別受付状況

相談種別の受付状況をみると、県全体では養護相談が45.7%、障害相談が38.7%を占めています。また、児童相談所別にみると、浜児相と県中児相は、養護相談がそれぞれ53.7%、48.8%と最も多くなっています。他方、中央児相と会津児相は、障害相談がそれぞれ43.7%、42.4%と最も多くなっています。

児相		種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
内 訳	中央	件数	829件	1件	867件	38件	117件	133件	1,985件
		割合	41.8%	0.1%	43.7%	1.9%	5.9%	6.7%	100.0%
	県中	件数	1,497件	0件	1,146件	53件	229件	141件	3,066件
		割合	48.8%	0.0%	37.4%	1.7%	7.5%	4.6%	100.0%
	会津	件数	359件	5件	501件	32件	91件	194件	1,182件
		割合	30.4%	0.4%	42.4%	2.7%	7.7%	16.4%	100.0%
	浜	件数	1,125件	2件	712件	37件	124件	95件	2,095件
		割合	53.7%	0.1%	34.0%	1.8%	5.9%	4.5%	100.0%
	県計	件数	3,810件	8件	3,226件	160件	561件	563件	8,328件
		割合	45.7%	0.1%	38.7%	1.9%	6.7%	6.8%	100.0%

イ 相談種別受付状況の推移

相談種別ごとの10年間の受付件数の推移をみると、養護相談が平成24年度では1,107件だったところ、令和3年度では3,810件と大きく増加しています。これは、前記(3)アの経路別受付件数のとおり、「警察署」からの虐待通告の増加によるものです。



種別	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
養護相談		1,107	1,294	1,314	1,534	2,034	2,267	2,892	3,435	3,796	3,810
障害相談		2,940	3,103	2,990	3,219	3,194	3,122	3,119	3,079	2,707	3,226
育成相談		985	957	728	743	724	582	632	722	527	561
非行相談		193	255	214	172	183	163	163	168	142	160
保健相談		17	7	10	6	7	6	6	5	6	8
その他		575	532	784	1,030	872	893	924	1,038	612	563
計		5,817	6,148	6,040	6,704	7,014	7,014	7,736	8,447	7,790	8,328

6 相談対応状況

(1) 令和3年度相談種別対応状況

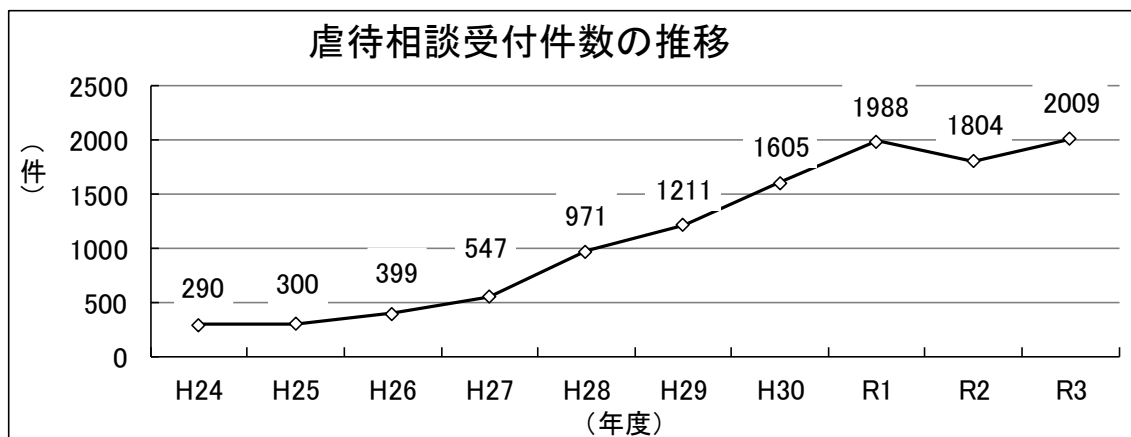
令和3年度における相談に対する対応は、「面接指導（助言指導、継続指導、他機関あつせん）」が5,256件と、全体の約63%を占めています。

相談種別	対応方法	対応件数																		年度末時点未対応	
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法27条第1項第4号による家裁送致	障害児施設への利用契約	その他		合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	法27条の3による家裁送致（再掲）	通所							
養護相談	児童虐待	354	1,500	13	71	0	0	0	0	0	1	31	0	0	0	10	0	5	1,985	75	
	その他	1,340	353	19	15	0	0	1	4	0	1	19	0	0	0	19	0	39	1,810	10	
	小計	1,694	1,853	32	86	0	0	1	4	0	2	50	0	0	0	29	0	44	3,795	85	
保健相談		7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	
障害相談	肢体不自由	38	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	44	1	
	視覚障害	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	言語発達障害等	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
	重症心身障害	32	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	37	1	
	知的障害	357	3	2	0	0	0	0	0	116	0	1	0	0	0	0	0	2,304	2,783	82	
	発達障害	194	19	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	127	347	6
	小計	626	23	4	0	0	0	0	0	126	0	1	0	0	0	0	0	0	2,438	3,218	90
非行相談	ぐ犯行為等	27	62	7	4	0	0	0	0	0	5	14	0	0	0	0	4	0	2	125	1
	触法行為等	10	11	1	0	0	0	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0	0	0	37	4
	小計	37	73	8	4	0	0	0	0	0	18	16	0	0	0	0	4	0	2	162	5
育成相談	性格行動	204	111	5	5	0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	30	365	4	
	不登校	56	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	71	0	
	適性	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	19	0	
	育児・しつけ	97	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	109	0	
	小計	368	128	8	5	0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	45	564	4
その他		366	20	8	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	165	562	3	
計		3,098	2,098	60	97	0	0	1	5	126	22	75	0	0	0	29	4	0	2,694	8,309	187
(児相別) (再掲)	中央	856	349	23	26	0	0	1	1	44	2	25	0	0	0	6	2	0	666	2,001	35
	県中	1,152	876	17	19	0	0	0	0	21	9	17	0	0	0	11	1	0	928	3,051	72
	会津	407	201	9	20	0	0	0	1	34	2	21	0	0	0	2	0	0	474	1,171	41
	浜	683	672	11	32	0	0	0	3	27	9	12	0	0	0	10	1	0	626	2,086	39

7 虐待相談

(1) 虐待相談受付件数の年度別推移

虐待相談の推移をみると、平成 24 年度では 290 件だったところ令和 3 年度では 2,009 件と、10 年間で約 7 倍という大幅な増加となっています。



(2) 令和 3 年度虐待種別対応状況

児童相談所ごとに虐待種別の対応状況をみると、身体的虐待の割合については、中央が 24.8%、会津が 22.9%と高く、県中 16.3%、浜は 17.3%となっています。

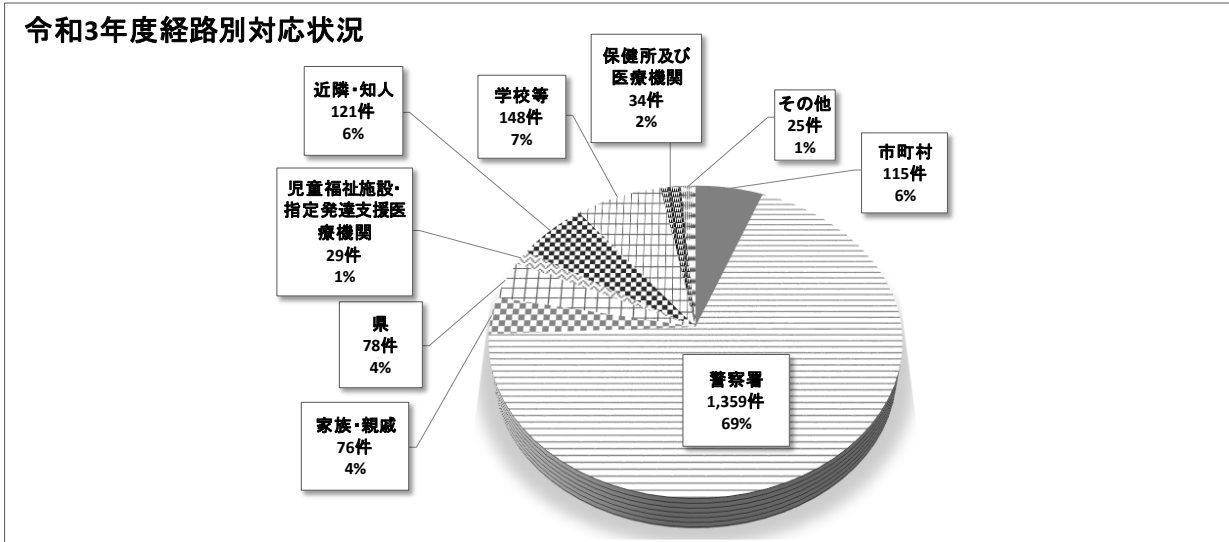
また、心理的虐待の割合は、いずれの児童相談所も全体の 6 割を超え、県中は 74.6%、浜は 70.0%と高い割合となっています。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県計	392件	24件	1,374件	195件	1,985件
	19.7%	1.2%	69.2%	9.8%	100.0%
中央	133件	9件	337件	57件	536件
	24.8%	1.7%	62.9%	10.6%	100.0%
県中	110件	3件	503件	58件	674件
	16.3%	0.4%	74.6%	8.6%	100.0%
会津	60件	6件	175件	21件	262件
	22.9%	2.3%	66.8%	8.0%	100.0%
浜	89件	6件	359件	59件	513件
	17.3%	1.2%	70.0%	11.5%	100.0%

※ 対応件数＝前年度未処理件数＋当年度受付件数－当年度未処理件数

(3) 令和3年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況

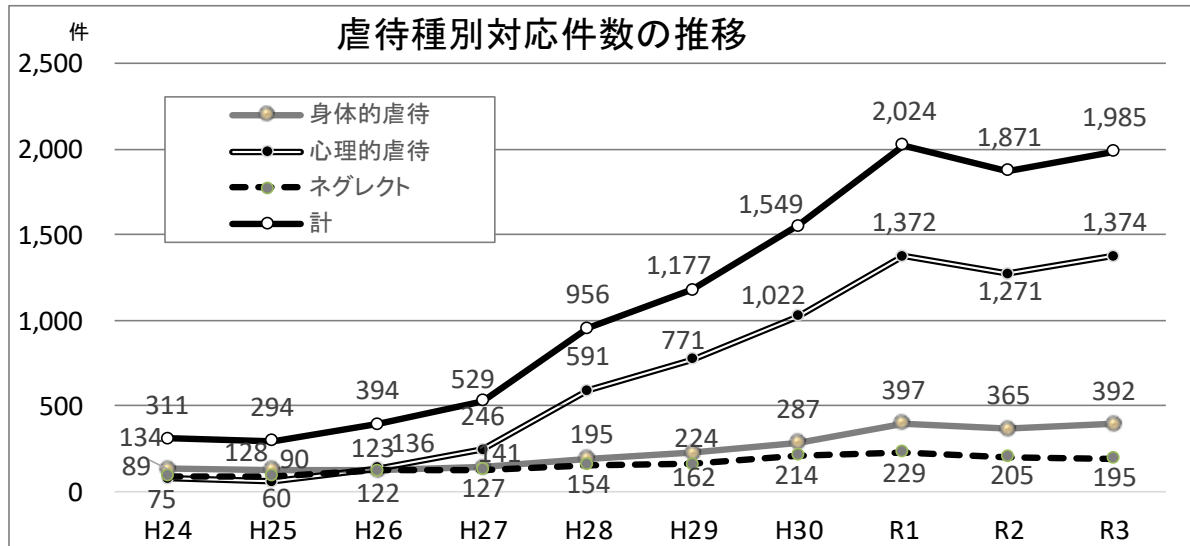
令和3年度で対応した虐待相談について、相談経路別にみると約7割が「警察署」からとなっています。相談全体の経路別受付状況（10ページ）では「警察署」は25%であるので、警察署からの通告は虐待相談が多いということが分かります。



相談経路 種別・児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察署	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族					親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等			虐待者本人			虐待者以外							
																							父	母	その他	父	母						その他
総計	73	3	0	2	97	0	1	17	18	11	0	0	1	1,359	0	0	34	7	132	9	1	0	4	21	0	11	12	4	24	121	12	11	1,985
身体的	15	2	0	0	49	0	1	9	8	5	0	0	0	160	0	0	15	4	53	2	0	0	3	14	0	3	7	2	4	27	4	4	392
性的	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	24
心理的	40	1	0	0	23	0	0	7	9	2	0	0	1	1,137	0	0	10	2	35	7	0	0	1	5	0	5	5	2	6	67	7	3	1,374
ネグレクト	16	0	0	2	20	0	0	1	1	4	0	0	0	60	0	0	9	0	33	0	0	0	2	0	3	0	0	13	27	0	4	195	
中央計	30	0	0	1	46	0	1	0	5	3	0	0	1	324	0	0	10	3	36	0	0	0	4	0	8	1	1	10	43	4	5	536	
身体的	6	0	0	0	28	0	1	0	3	3	0	0	1	45	0	0	2	2	17	0	0	0	1	0	3	1	1	1	15	1	2	133	
性的	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
心理的	19	0	0	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0	265	0	0	2	0	8	0	0	0	3	0	2	0	0	4	25	2	0	337	
ネグレクト	3	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	6	0	8	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5	3	0	3	57
県中計	18	0	0	1	11	0	0	13	3	6	0	0	0	545	0	0	15	0	36	4	0	0	2	1	0	0	2	0	0	15	2	0	674
身体的	3	0	0	0	1	0	0	6	1	2	0	0	0	66	0	0	8	0	13	1	0	0	2	1	0	0	2	0	0	4	0	0	110
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
心理的	9	0	0	0	6	0	0	6	1	2	0	0	0	448	0	0	5	0	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	503
ネグレクト	6	0	0	1	4	0	0	1	1	2	0	0	0	29	0	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	58
会津計	13	1	0	0	9	0	0	3	1	2	0	0	0	136	0	0	1	4	27	5	1	0	1	15	0	2	5	0	1	28	3	4	262
身体的	0	0	0	0	6	0	0	3	1	0	0	0	0	16	0	0	0	2	11	1	0	0	0	12	0	0	2	0	1	2	2	1	60
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
心理的	9	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0	0	0	2	6	4	0	0	1	2	0	2	3	0	0	20	1	3	175
ネグレクト	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	21
浜計	12	2	0	0	31	0	0	1	9	0	0	0	0	354	0	0	8	0	33	0	0	0	1	1	0	1	4	3	13	35	3	2	513
身体的	6	2	0	0	14	0	0	0	3	0	0	0	0	33	0	0	5	0	12	0	0	0	1	0	0	0	2	1	2	6	1	1	89
性的	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
心理的	3	0	0	0	9	0	0	1	6	0	0	0	0	306	0	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	15	2	0	359
ネグレクト	3	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	0	0	0	8	14	0	1	59	

(4) 虐待種別対応件数の推移

虐待種別ごとに平成24年度と令和3年度の対応件数を比較すると、心理的虐待は75件から1,374件と大きく増加しています。また、身体的虐待は134件から392件と約3倍、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）は89件から195件、性的虐待は13件から24件とそれぞれ約2倍の増加となっています。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身体的虐待	134	128	123	141	195	224	287	397	365	392
心理的虐待	75	60	136	246	591	771	1,022	1,372	1,271	1,374
ネグレクト	89	90	122	127	154	162	214	229	205	195
性的虐待	13	16	13	15	16	20	26	26	30	24
計	311	294	394	529	956	1,177	1,549	2,024	1,871	1,985

※ 対応件数＝前年度未処理件数＋当年度受付件数－当年度未処理件数

(5) 令和3年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者

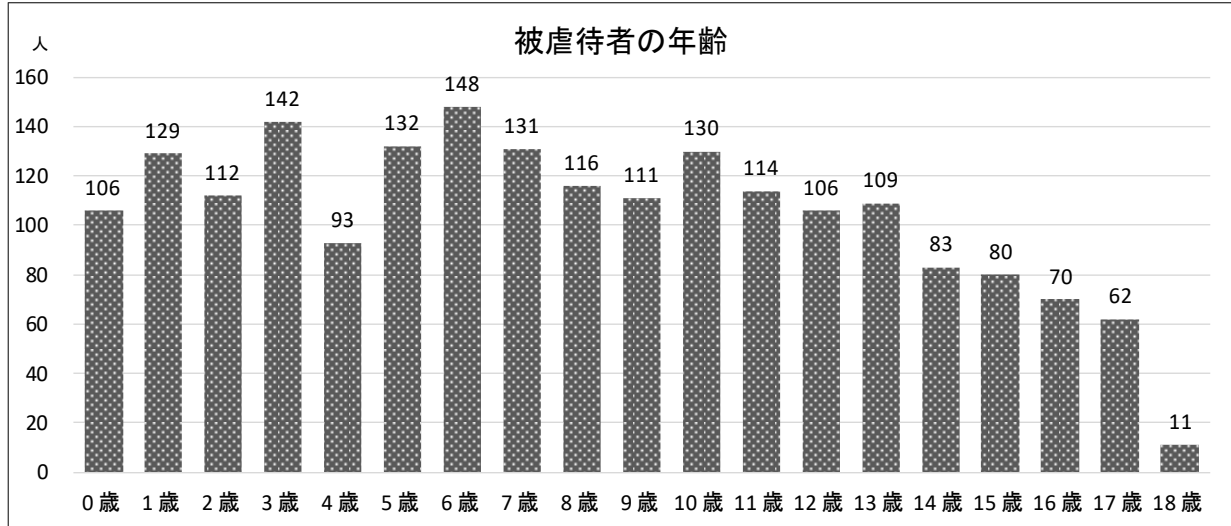
主な虐待者は、実父が1,028件と最も多く、次いで実母が658件、その次が実父以外の父の211件となっています。

	県計				中央				県中				会津				浜								
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計					
実父	156	15	827	31	1,029	51	5	211	6	273	55	2	330	14	401	21	3	96	0	120	29	5	190	11	235
実父以外の父	47	6	155	2	210	13	1	16	0	30	12	1	50	1	64	2	3	18	0	23	20	1	71	1	93
実母	169	2	336	156	663	65	2	99	50	216	38	0	99	42	179	29	0	53	19	101	37	0	85	45	167
実母以外の母	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
その他	20	1	53	5	79	4	1	11	1	17	5	0	22	0	27	8	0	7	2	17	3	0	13	2	18
計	392	24	1,374	195	1,985	133	9	337	57	536	110	3	503	58	674	60	6	175	21	262	89	6	359	59	513

(6) 令和3年度被虐待者の年齢、虐待種別

被虐待者である児童を年齢階級別にみたのが次のグラフです。

また、これをさらに虐待種別ごとに表したのが下表です。



被虐待者の年齢別・虐待種別の状況

虐待種別 年齢	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの(再掲)	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	保護者以外のものによる虐待						計
						棄児(再掲)	置き去り(再掲)	登校・登園の禁止(再掲)	身体的虐待(再掲)	性的虐待(再掲)	心理的虐待(再掲)	
0歳	7	0	94	80	5	0	0	0	0	0	0	106
1歳	6	0	111	96	12	0	1	0	0	0	0	129
2歳	17	0	88	72	7	0	1	0	0	0	0	112
3歳	26	0	106	84	10	1	3	0	0	0	0	142
4歳	14	0	65	57	14	0	4	0	0	0	0	93
5歳	31	0	92	69	9	0	3	0	0	0	0	132
6歳	24	4	106	80	14	0	2	1	0	0	0	148
7歳	31	0	87	68	13	0	2	0	1	0	0	131
8歳	26	1	74	52	15	0	2	2	1	0	0	116
9歳	21	1	76	58	13	1	1	0	0	0	0	111
10歳	25	2	82	61	21	0	3	2	1	0	0	130
11歳	19	3	79	57	13	0	1	0	1	0	0	114
12歳	23	4	66	51	13	0	0	2	0	1	0	106
13歳	42	4	55	38	8	0	0	0	2	1	0	109
14歳	25	0	51	34	7	0	1	1	0	0	0	83
15歳	17	1	53	41	9	0	2	0	0	0	1	80
16歳	20	3	43	31	4	0	0	2	0	0	0	70
17歳	15	1	38	23	8	0	2	0	0	1	0	62
18歳	3	0	8	6	0	0	0	0	0	0	0	11
総計	392	24	1,374	1,058	195	2	28	10	6	3	1	1,985
管轄 児相別 (再掲)	(中央)	133	9	337	262	57	1	15	4	1	0	536
	(県中)	110	3	503	397	58	1	10	3	1	1	674
	(会津)	60	6	175	107	21	0	2	3	1	2	262
	(浜)	89	6	359	292	59	0	1	0	3	0	513

8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況

(1) 心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移

相談ケースの複雑化・多様化の傾向を反映して、カウンセリング等の専門的・継続的面接指導を実施するなど、密度の濃い相談指導が展開されるようになってきています。

虐待ケースにおいては、早期発見・早期対応に加え、再発防止及び家族再統合の取り組みが必要とされており、社会的養護の利用と併せて、子どもの心理的ケアや保護者支援プログラムの実施も含めた専門的・継続的な支援体制の強化が重要です。

職種別にみた心理療法・カウンセリングの年度別実施件数は、次のとおりです。

(件)

年度	医師	心理判定員	児童福祉司	その他	計
平成24年度	2	2,314	3,969	0	6,285
平成25年度	0	1,605	3,330	0	4,935
平成26年度	0	2,013	8,424	0	10,437
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成28年度	0	2,227	13,340	0	15,630
平成29年度	63	2,255	15,635	0	17,893
平成30年度	3	3,217	16,369	0	19,589
令和元年度	0	2,743	7,008	0	9,751
令和2年度	84	2,273	5,614	14	7,985
令和3年度	137	2,523	10,349	119	13,128

(2) 令和3年度調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

(件)

種別 対象	調査・社会 診断指導	医学的診断指導			心理診断指導						診断 指導 その他	心理療法・カウンセリング			
		診察 指導	医学的 検査	その他	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 検査	面 接・ 指 導 観	医師		心理 判定 等	児 童 福 祉 社	そ の 他 の 所 員	
県計	児童	2,897	747	212	31	497	294	98	272	3,560	0	128	2,227	626	2
	(再掲)虐待	1,349	249	95	15	49	12	26	48	1,834	0	11	989	372	0
	(再掲)非行	161	82	48	7	13	4	8	9	374	0	2	383	78	0
	保護者	16,141	231	1	0	2	106	0	54	521	0	5	123	3,889	17
	(再掲)虐待	8,425	5	0	0	0	0	0	4	266	0	2	49	2,418	14
	(再掲)非行	682	3	0	0	1	0	0	1	19	0	0	16	481	3
	その他	30,076	106	0	0	3	23	0	16	777	0	4	173	5,834	100
	(再掲)虐待	13,343	15	0	0	0	0	0	3	210	0	1	87	3,632	84
	(再掲)非行	1,206	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	20	571	0
	計	49,114	1,084	213	31	502	423	98	342	4,858	0	137	2,523	10,349	119
(再掲)虐待	23,117	269	95	15	49	12	26	55	2,310	0	14	1,125	6,422	98	
(再掲)非行	2,049	93	48	7	14	4	8	10	401	0	2	419	1,130	3	
中央	児童	882	187	33	2	162	101	25	123	468	0	48	272	124	0
	(再掲)虐待	458	43	24	2	30	8	16	36	243	0	6	136	55	0
	(再掲)非行	34	8	4	0	8	3	6	9	40	0	1	39	4	0
	保護者	5,071	110	0	0	0	39	0	31	12	0	3	1	285	0
	(再掲)虐待	3,099	4	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	178	0
	(再掲)非行	224	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
	その他	7,390	11	0	0	0	2	0	3	21	0	1	7	325	1
	(再掲)虐待	3,647	2	0	0	0	0	0	0	6	0	1	3	231	1
	(再掲)非行	315	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	計	13,343	308	33	2	162	142	25	157	501	0	52	280	734	1
(再掲)虐待	7,204	49	24	2	30	8	16	37	250	0	9	140	464	1	
(再掲)非行	573	11	4	0	8	3	6	9	40	0	1	39	29	0	
県中	児童	1,083	256	73	16	114	121	19	66	797	0	73	788	230	1
	(再掲)虐待	478	72	21	3	2	1	2	0	373	0	5	347	161	0
	(再掲)非行	51	29	17	6	2	1	2	0	88	0	0	88	1	0
	保護者	5,002	70	0	0	1	0	0	1	175	0	1	54	1,727	7
	(再掲)虐待	2,052	1	0	0	0	0	0	0	121	0	0	39	1,222	7
	(再掲)非行	233	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	47	0
	その他	11,613	62	0	0	0	0	0	3	20	0	0	45	2,440	72
	(再掲)虐待	4,648	1	0	0	0	0	0	3	7	0	0	32	1,553	64
	(再掲)非行	397	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	69	0
	計	17,698	388	73	16	115	121	19	70	992	0	74	887	4,397	80
(再掲)虐待	7,178	74	21	3	2	1	2	3	501	0	5	418	2,936	71	
(再掲)非行	681	29	17	6	3	1	2	0	94	0	0	90	117	0	
会津	児童	137	172	83	13	135	41	39	44	405	0	2	584	213	1
	(再掲)虐待	96	77	46	10	1	0	0	0	223	0	0	278	119	0
	(再掲)非行	17	44	26	1	0	0	0	0	29	0	1	226	67	0
	保護者	1,521	30	1	0	1	63	0	14	108	0	1	27	1,518	10
	(再掲)虐待	946	0	0	0	0	0	0	1	34	0	0	6	778	7
	(再掲)非行	59	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	394	3
	その他	2,104	21	0	0	2	21	0	9	174	0	0	77	2,882	27
	(再掲)虐待	1,085	10	0	0	0	0	0	0	112	0	0	43	1,724	19
	(再掲)非行	115	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	18	499	0
	計	3,762	223	84	13	138	125	39	67	687	0	3	688	4,613	38
(再掲)虐待	2,127	87	46	10	1	0	0	1	369	0	0	327	2,621	26	
(再掲)非行	191	52	26	1	0	0	0	0	31	0	1	260	960	3	
浜	児童	795	132	23	0	86	31	15	39	1,890	0	5	583	59	0
	(再掲)虐待	317	57	4	0	16	3	8	12	995	0	0	228	37	0
	(再掲)非行	59	1	1	0	3	0	0	0	217	0	0	30	6	0
	保護者	4,547	21	0	0	0	4	0	8	226	0	0	41	359	0
	(再掲)虐待	2,328	0	0	0	0	0	0	2	110	0	0	3	240	0
	(再掲)非行	166	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	17	0
	その他	8,969	12	0	0	1	0	0	1	562	0	3	44	187	0
	(再掲)虐待	3,963	2	0	0	0	0	0	0	85	0	0	9	124	0
	(再掲)非行	379	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0
	計	14,311	165	23	0	87	35	15	48	2,678	0	8	668	605	0
(再掲)虐待	6,608	59	4	0	16	3	8	14	1,190	0	0	240	401	0	
(再掲)非行	604	1	1	0	3	0	0	1	236	0	0	30	24	0	

9 里親委託の状況

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭内に預かり、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。子どもができる限り家庭に近い環境で養育を受けられるよう、里親委託の推進に努めています。

(1) 里親委託の状況

令和3年度末現在の児相別の里親委託の状況は、次のとおりです。

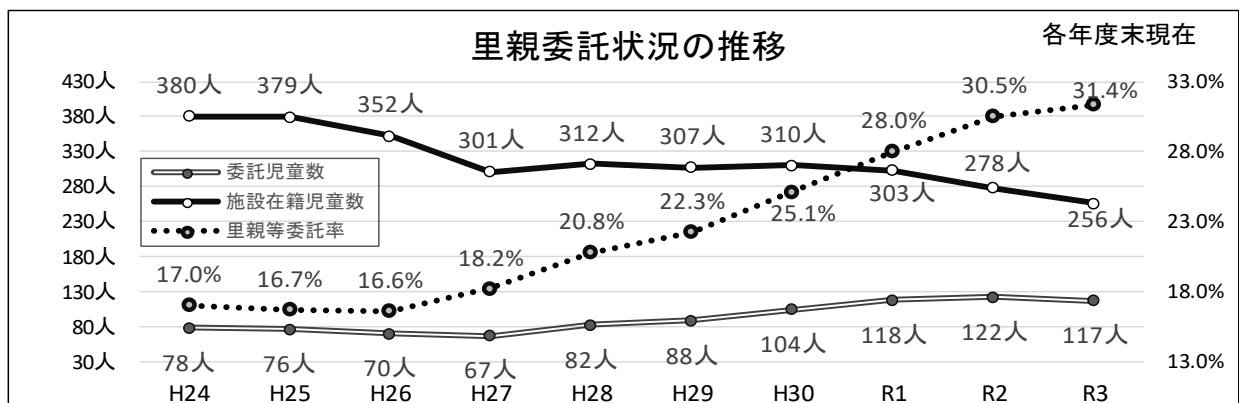
(世帯)

区分	児相別	計 (実数)	種別			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
登録 里及 親び 数	県計	254	208	7	8	133
	中央	60	54	1	1	25
	県中	94	68	4	5	52
	会津	42	31	1	0	20
	浜	58	55	1	2	36
い 委 託 里 さ 親 れ 数 て	県計	82	64	3	8	7
	中央	22	20	0	1	1
	県中	31	22	3	5	1
	会津	9	8	0	0	1
	浜	20	14	0	2	4

※「計(実数)」は、重複登録している里親もいるため、種別の合計数と合致しない。

(2) 里親委託状況の推移

里親委託状況の10年間の推移です。平成24年度末の17.0%から令和3年度末では31.4%と、里親委託率は上昇を続けていることが分かります。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録里親数	206人	206人	194人	196人	213人	190人	204人	225人	243人	254人
委託里親数	63人	61人	50人	50人	62人	65人	77人	88人	88人	82人
委託児童数	78人	76人	70人	67人	82人	88人	104人	118人	122人	117人
里親等委託率	17.0%	16.7%	16.6%	18.2%	20.8%	22.3%	25.1%	28.0%	30.5%	31.4%
施設在籍児童数	380人	379人	352人	301人	312人	307人	310人	303人	278人	256人

※委託児童数には、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託児童数を含む

※施設在籍児童数は、乳児院及び児童養護施設の入所児童人数

※里親等委託率:〔委託児童数/(児童養護施設・乳児院・里親への措置・委託児童数)×100〕

(3) 年齢別里親委託児童数

里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の4種類があります。

養育里親は、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。

専門里親は、養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

親族里親は、実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの扶養義務を持つ親族が子どもを養育する里親です。

養子縁組里親は、養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。

令和3年度における里親の種類別、児相別、年齢階級別の委託児童数は次表のとおりです。

種別		年齢																			(再掲)年齢階級別委託児童数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計	3歳未満	3歳～6歳	7歳以上	計
県計	里親に委託された児童数	3	5	4	10	9	12	1	4	5	6	0	2	5	3	4	7	6	4	0	2	92	12	32	48	92
	内訳																									
	養育里親に委託された児童	1	4	3	7	9	11	1	4	4	5	0	2	3	2	2	5	5	3	0	1	72	8	28	36	72
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3
	親族里親に委託された児童	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	1	9	0	1	8	9
	養子縁組里親に委託された児童	2	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	4	3	1	8
ファミリーホームに委託された児童	0	0	1	0	1	1	6	3	1	3	2	2	0	1	1	0	2	1	0	0	25	1	8	16	25	
中央	里親に委託された児童数	0	3	1	2	4	2	1	1	0	1	0	1	2	0	1	0	3	0	0	22	4	9	9	22	
	内訳																									
	養育里親に委託された児童	0	2	1	2	4	2	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	3	0	0	20	3	9	8	20	
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	養子縁組里親に委託された児童	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	9	0	1	8	9	
県中	里親に委託された児童数	1	1	1	4	2	5	0	3	2	3	0	1	2	2	1	5	0	2	0	37	3	11	23	37	
	内訳																									
	養育里親に委託された児童	0	1	1	3	2	5	0	3	1	2	0	1	1	1	1	4	0	1	0	28	2	10	16	28	
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	
	親族里親に委託された児童	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	0	1	4	5	
	養子縁組里親に委託された児童	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
ファミリーホームに委託された児童	0	0	1	0	0	1	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	6	5	12		
会津	里親に委託された児童数	1	0	1	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	2	0	0	10	2	1	7	10		
	内訳																									
	養育里親に委託された児童	1	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	9	1	1	7	9	
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養子縁組里親に委託された児童	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1		
浜	里親に委託された児童数	1	1	1	4	3	4	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	1	2	0	23	3	11	9	23	
	内訳(里親の種類)																									
	養育里親に委託された児童	0	1	1	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	0	15	2	8	5	15	
	専門里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	親族里親に委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	3	3	
	養子縁組里親に委託された児童	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	1	3	1	5	
ファミリーホームに委託された児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	3	3		

10 一時保護の状況

家庭の事情などにより、児童の安全を迅速に確保する必要がある場合や、児童に対する適切な援助指針を定めるために、行動観察、生活指導等を行う必要がある場合は、一時保護を行うことができます。

一時保護は、一時保護所への保護と、里親や児童福祉施設等への一時保護委託があります。県内では4児童相談所にそれぞれ一時保護所を設けています。

(1) 令和3年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況

ア 一時保護所での保護

令和3年度における各一時保護所の状況は、次の表のとおりです。

		前年度末保護	受付(年度中)					対応(年度中)										延べ日数	年度末継続保護
			0 5 5 歳	6 5 1 1 歳	1 2 5 1 4 歳	1 5 歳 以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	護した件数(再掲)	2か月を超えて一時保		
県計	養護	虐待	6	23	54	40	21	138	16	6	5	0	89	17	133	9	21	4,395	11
		その他	7	21	38	16	15	90	12	3	3	1	63	12	94	2	6	2,073	3
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	18	0	
	非行	4	0	2	29	29	60	16	0	7	2	34	2	61	0	5	1,659	3	
	育成	4	0	5	23	10	38	9	2	1	0	25	2	39	0	1	930	3	
	保健・その他	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	21	44	100	109	75	328	53	11	16	3	212	33	328	11	33	9,075	21	
中央	養護	虐待	2	1	16	12	3	32	5	1	4	0	22	0	32	1	2	1,168	2
		その他	2	6	6	4	5	21	3	0	3	1	12	4	23	0	0	404	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	1	7	6	14	4	0	5	1	3	0	13	0	1	276	1	
	育成	1	0	1	8	1	10	5	0	1	0	3	2	11	0	0	223	0	
	保健・その他	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	11	15	33	29	22	99	17	1	13	2	40	6	79	1	3	2,071	4	
県中	養護	虐待	2	6	11	7	11	35	2	1	1	0	24	8	36	4	9	935	1
		その他	2	3	20	7	5	35	4	1	0	0	27	3	35	1	2	810	2
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	18	0	
	非行	0	0	0	8	7	15	2	0	2	0	11	0	15	0	1	345	0	
	育成	2	0	2	11	5	18	3	0	0	0	16	0	19	0	1	464	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	9	33	34	28	104	11	2	3	0	79	11	106	5	13	2,572	4	
会津	養護	虐待	2	10	13	8	1	32	6	0	0	0	20	4	30	4	8	1,182	4
		その他	0	6	3	0	1	10	1	0	0	0	7	2	10	0	0	83	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	4	0	1	8	10	19	7	0	0	0	14	0	21	0	1	641	2	
	育成	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	59	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	16	18	16	13	63	14	0	0	0	42	6	62	4	9	1,965	7	
浜	養護	虐待	0	6	14	13	6	39	3	4	0	0	23	5	35	0	2	1,110	4
		その他	3	6	9	5	4	24	4	2	0	0	17	3	26	1	4	776	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	6	6	12	3	0	0	1	6	2	12	0	2	397	0	
	育成	1	0	1	4	3	8	1	2	0	0	5	0	8	0	0	184	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	12	24	28	19	83	11	8	0	1	51	10	81	1	8	2,467	6	

II 児童相談所の業務

イ 一時保護委託

令和3年度における一時保護委託の状況は、次の表のとおりです。

		前年度末継続保護	委託(年度中)					委託解除(年度中)										対応(年度中)											
			0歳5歳	6歳11歳	12歳14歳	15歳以上	計	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児施設	その他の施設	里親	その他	計	延べ日数	当年度末継続保護	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	2か月超の一時保護(再掲)	
県計	養護	虐待	4	22	17	8	7	54	0	6	1	0	0	7	0	19	17	50	2,053	8	14	4	10	0	15	7	50	4	6
		その他	7	38	17	5	4	64	0	5	1	0	0	13	0	43	5	67	1,673	4	8	16	6	0	31	6	67	0	6
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	150	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	
	育成	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	52	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	60	34	17	13	124	0	11	2	0	0	21	0	63	25	122	3,928	13	23	20	16	0	47	16	122	4	13	
中央	養護	虐待	2	4	9	4	3	20	0	2	0	0	0	4	0	6	6	18	782	4	7	1	7	0	3	0	18	2	2
		その他	3	11	5	0	4	20	0	2	1	0	0	1	0	16	3	23	468	0	3	6	3	0	9	2	23	0	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	19	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	15	14	5	8	42	0	4	1	0	0	6	0	22	9	42	1,269	5	11	7	10	0	12	2	42	2	3	
県中	養護	虐待	1	11	0	1	2	14	0	1	1	0	0	1	0	6	5	14	676	1	3	2	0	0	5	4	14	2	3
		その他	1	12	10	0	0	22	0	1	0	0	0	4	0	15	1	21	602	2	1	4	1	0	11	4	21	0	2
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	23	10	1	2	36	0	2	1	0	0	5	0	21	6	35	1,278	3	4	6	1	0	16	8	35	2	5	
会津	養護	虐待	0	3	4	1	0	8	0	2	0	0	0	2	0	0	2	6	263	2	3	0	0	0	1	2	6	0	1
		その他	0	3	1	1	0	5	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	92	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
	育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	5	3	0	14	0	2	0	0	0	5	0	2	3	12	373	2	3	0	0	0	6	3	12	0	1	
浜	養護	虐待	1	4	4	2	2	12	0	1	0	0	0	0	7	4	12	332	1	1	1	3	0	6	1	12	0	0	
		その他	3	12	1	4	0	17	0	2	0	0	0	5	0	10	1	18	511	0	4	6	2	0	6	0	18	0	3
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	132	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	
	育成	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	33	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	16	5	8	3	32	0	3	0	0	0	5	0	18	7	33	1,008	1	5	7	5	0	13	3	33	0	4	

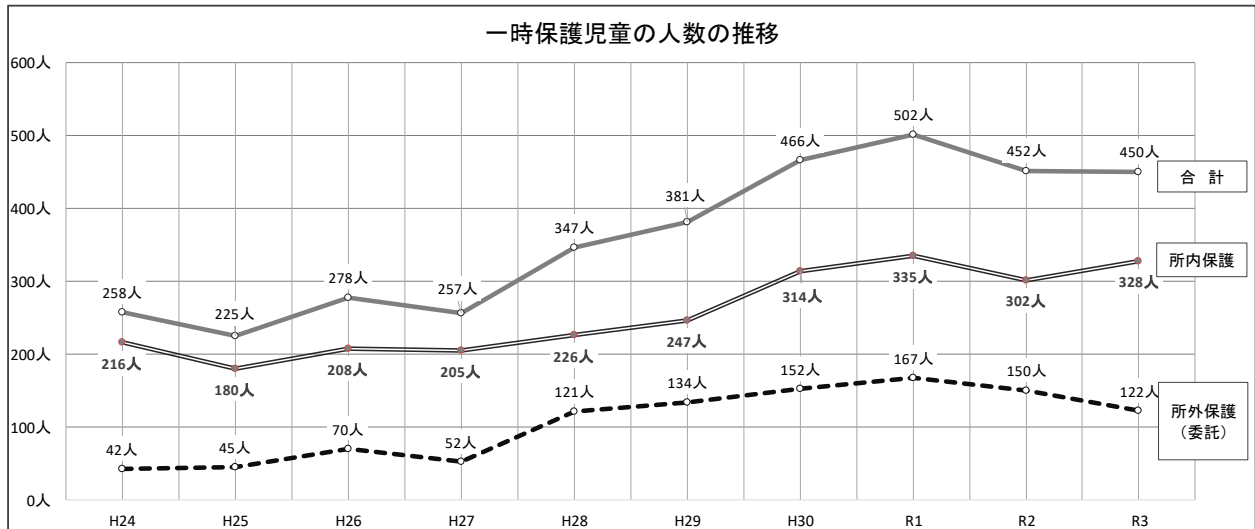
(2) 一時保護の推移

ア 一時保護児童数の推移

一時保護児童の人数の年度別推移を表したのが次の表です。

所内、所外（委託）の合計人数は、平成 24 年度では 258 人だったところ、令和 3 年度では 452 人と、1.75 倍の増加となっています。

内訳では、所内が 1.51 倍、所外（委託）が 2.95 倍と、所外（委託）の増加が大きくなっています。



年度		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
合計		258人		225人		278人		257人		347人		381人		466人		502人		452人		450人	
内訳	所内保護	216人	83.7%	180人	80.0%	208人	74.8%	205人	79.8%	226人	65.1%	247人	64.8%	314人	67.4%	335人	66.7%	302人	66.8%	328人	72.9%
	所外保護(委託)	42人	16.3%	45人	20.0%	70人	25.2%	52人	20.2%	121人	34.9%	134人	35.2%	152人	32.6%	167人	33.3%	150人	33.2%	122人	27.1%

イ 一時保護児童（所内+所外）の対応状況と保護日数の推移

一時保護の対応状況を年度別にみたのが次の表です。

施設入所は平成 24 年度では全体の 29.5%だったところ、令和 3 年度では 16.9%と、この 10 年間で大きく減少しました。一方、里親委託は同じく 3.9%から 6.9%と大幅に増加しました。

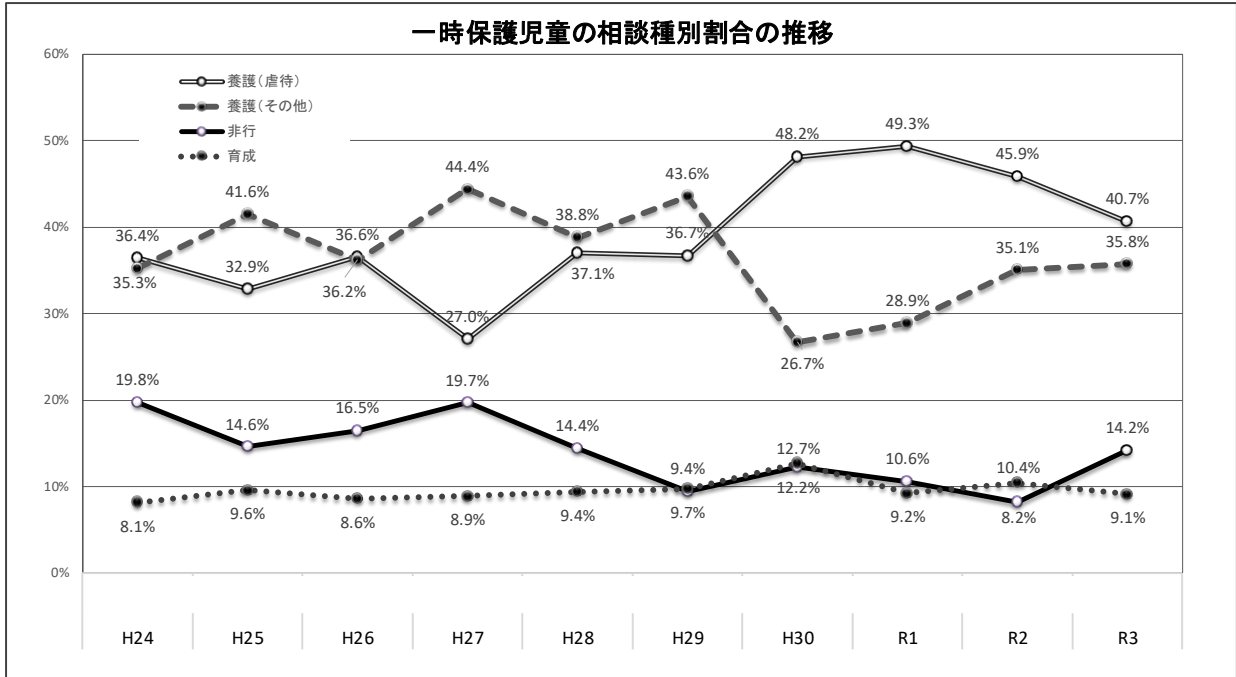
また、一人当たりの平均日数は、年度ごとに増減があるものの、ほぼ横ばいといえます。

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
施設入所	76人	29.5%	70人	32.0%	81人	29.0%	55人	21.2%	96人	28.2%	78人	20.5%	86人	19.8%	75人	14.5%	63人	13.6%	76人	16.9%
里親委託	10人	3.9%	7人	3.2%	14人	5.0%	8人	3.1%	22人	6.5%	27人	7.1%	30人	6.9%	47人	9.1%	45人	9.7%	31人	6.9%
他児相に移送	9人	3.5%	11人	5.0%	23人	8.2%	12人	4.6%	13人	3.8%	18人	4.7%	21人	4.8%	15人	2.9%	23人	5.0%	32人	7.1%
家裁送致	2人	0.8%	1人	0.5%	1人	0.4%	2人	0.8%	2人	0.6%	1人	0.3%	3人	0.7%	1人	0.2%	1人	0.2%	3人	0.7%
帰宅	147人	57.0%	100人	45.7%	141人	50.5%	156人	60.2%	180人	52.9%	201人	52.8%	208人	47.9%	298人	57.4%	275人	59.5%	259人	57.6%
その他	14人	5.4%	30人	13.7%	19人	6.8%	26人	10.0%	27人	7.9%	56人	14.7%	86人	19.8%	83人	16.0%	55人	11.9%	49人	10.9%
計	258人	100.0%	219人	100.0%	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%
延べ日数	8,005日		7,825日		9,471日		8,123日		11,781日		11,982日		13,337日		15,286日		14,326日		13,003日	
一人当たりの平均日数	31.0日		35.7日		33.9日		31.4日		34.7日		31.4日		30.7日		29.5日		31.0日		28.9日	

ウ 一時保護児童（所内＋所外）の相談種別の推移

一時保護の相談種別を年度別にみたのが次の表です。

全体に占める虐待の割合は、平成24年度では36.4%でしたが、令和3年度では40.7%と増加している一方、非行は35.3%から14.2%と減少しています。



	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
養護(虐待)	94人	36.4%	72人	32.9%	102人	36.6%	70人	27.0%	126人	37.1%	140人	36.7%	209人	48.2%	256人	49.3%	212人	45.9%	183人	40.7%
養護(その他)	91人	35.3%	91人	41.6%	101人	36.2%	115人	44.4%	132人	38.8%	166人	43.6%	116人	26.7%	150人	28.9%	162人	35.1%	161人	35.8%
障害	1人	0.4%	2人	0.9%	3人	1.1%	0人	0.0%	1人	0.3%	2人	0.5%	1人	0.2%	3人	0.6%	2人	0.4%	1人	0.2%
非行	51人	19.8%	32人	14.6%	46人	16.5%	51人	19.7%	49人	14.4%	36人	9.4%	53人	12.2%	55人	10.6%	38人	8.2%	64人	14.2%
育成	21人	8.1%	21人	9.6%	24人	8.6%	23人	8.9%	32人	9.4%	37人	9.7%	55人	12.7%	48人	9.2%	48人	10.4%	41人	9.1%
保健・その他	0人	0.0%	1人	0.5%	3人	1.1%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	7人	1.3%	0人	0.0%	0人	0.0%
計	258人	100.0%	219人	100.0%	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%

Ⅲ 児童相談所の事業

1 児童福祉施設訪問調査

児童福祉施設に入所している児童の実情を把握するとともに、施設及び関係機関と情報交換を図り、児童支援の適正化と児童の個人的・社会的自立の促進に資することを目的として、毎年度、児童が入所している施設への訪問調査を実施しています。

県内外を問わず、本県児童が入所している全施設を対象とし、児童養護施設については4児童相談所による合同調査、障がい児入所施設については各児童相談所がそれぞれ実施することを基本としています。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルスの感染防止のため、施設実地での調査及び児童との面接は行わず、すべて調査票及び電話又はリモートによる聞き取り調査により実施しました。

○ 実施機関

中央児童相談所、県中児童相談所、会津児童相談所、浜児童相談所

○ 対象施設

- (1) 実施機関から児童を措置されている児童福祉施設、指定発達支援医療機関
- (2) 契約によって児童が入所している障害児入所施設、指定発達支援医療機関

○ 対象児童

令和3年7月1日現在入所している児童（契約児童を含み、調査票提出日までに退所となった児童を除く）

【令和3年度実績】

施設区分	施設数	調査対象児童数(人)		
		措置	契約	計
乳児院	1	7	0	7
児童養護施設	8	263	0	263
障害児入所施設	38	98	120	218
児 相 別 内 訳	中央	9	25	40
	県中	9	43	96
	会津	10	19	47
	浜	10	11	35
合 計	47	368	120	488

2 児童虐待防止対策

児童虐待の未然防止及び虐待ケースへの迅速かつ適切な対応に向けた取り組みを実施しています。

(1) 児童虐待ケース対応強化事業

増加する児童虐待相談について、児童相談所の専門的機能を強化するため、各児童相談所に弁護士、医師（法医学、精神医学）、心理学者等の児童虐待対応専門員を配置しています。

令和3年度においては、次のとおり相談やカウンセリング等を実施しました。

児相	実施日	場 所	講師・助言者	備考
中央	令和3年7月16日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年8月25日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年9月15日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年9月27日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年10月4日	福島県立医科大学	医師 黒田直人	
	令和3年10月22日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年10月27日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和3年12月24日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和4年1月19日	中央児童相談所	医師 内海晴美	※
	令和4年1月19日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和4年3月3日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
	令和4年3月16日	中央児童相談所	弁護士 久納京祐	
令和4年3月22日	福島県立医科大学	医師 黒田直人		
県中	令和3年9月15日	うねめ法律事務所	弁護士 濱津 真紀子	
	令和3年10月8日	県中児童相談所	弁護士 濱津 真紀子	
会津	令和3年8月26日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇	
	令和3年10月25日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇	
浜	令和3年7月16日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎	
	令和3年12月3日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎	
	令和4年1月6日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎	
	令和4年2月4日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎	
	令和4年3月1日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎	
	令和4年3月11日	いわき育英舎	公認心理師 安部 郁子	※

備考欄の※は、「児童養護施設被虐待児童処遇検討会」として開催

(2) 学校等との連携強化事業

児童虐待の防止及び早期発見、迅速な対応に向けて、虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象として、児童虐待への対応に関する研修の機会を設けています。

令和3年度においては、次のとおり研修会を開催しました。

児相	実施日	場所	研修会名	対象	内容(議題)
中央	令和3年8月5日	福島市市民会館	児童虐待対応地域協力体制強化研修会	東北地区の学校関係者	・講義「児童虐待の対応について」 ・グループワーク(事例検討)
県中	令和3年8月2日	白河合同庁舎大会議室	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等	・児童虐待の現状と対応について ・子どもからの聞き取りのポイント ・事例検討
	令和3年8月24日 (感染拡大により会場使用不可となり中止)	郡山市労働福祉会館	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等	・児童虐待の現状と対応について ・子どもからの聞き取りのポイント ・事例検討
会津	令和3年12月6日	南会津保健福祉事務所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	南会津地区の学校等関係者	・児童虐待の現状と対応について ・事例研究 ・質疑応答
	令和3年12月7日	会津若松市コミュニティ施設「ピカリンホール」	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	会津地区の学校等関係者	・児童虐待の現状と対応について ・事例研究 ・質疑応答
浜	令和3年7月28日	いわき合同庁舎	学校等との児童虐待防止対応研修会	いわき地区の学校関係者	学校等における児童虐待対応について 学校における児童虐待事例について 情報提供(里親制度について)
	令和3年7月30日	福島県環境創造センター	学校等との児童虐待防止対応研修会	相双地区の学校関係者	学校等における児童虐待対応について 学校における児童虐待事例について 情報提供(里親制度について)

3 児童福祉施設連絡協議会

県内の児童福祉施設職員と児童相談所職員が一堂に会し、研修・協議・情報交換等を行うことにより、児童福祉を取り巻く課題について共通理解を深めるとともに、関係機関の連携の下、児童の処遇向上を図ることを目的とした連絡協議会を設置しています。協議会は、養護部会と障がい部会の2つの部会で構成され、それぞれ毎年度会議を開催しています。

令和3年度においては、次のとおり会議を開催しました。

【養護部会】

期 日 令和3年7月14日(水)

会 場 福島県総合療育センター会議室

出席者 児童養護施設等職員10名、児童相談所等職員12名

【障がい部会】

期 日 令和3年7月19日(月)

会 場 福島県総合療育センター会議室

出席者 障害児入所施設等職員10名、児童相談所等職員12名

4 職員研修

児童相談所職員の職務遂行能力の向上を目的として、毎年度、職員研修を開催しています。令和3年度における実績は、次のとおりです。

(1) 児童相談所部門別研修会

児童相談所職員の部門別（職種別）に研修会を開催しました。

ア 児童福祉司部門

期 日 令和4年2月25日（金）

会 場 （Zoomによるオンライン開催）

受講人数 21名

内 容 （1）協議・情報交換

（2）講演 演題 「児童心理治療施設での支援について」

講師 青森おおぞら学園 施設長 鳴海 明敏 氏

支援課長 種市 聡 氏

イ 児童心理司部門

期 日 令和3年11月29日（月）

会 場 中央児童相談所大会議室

受講人数 20名

内 容 （1）各児童相談所からの業務報告

（2）協議・情報交換

ウ 一時保護部門

期 日 令和4年3月2日（水）

会 場 （Zoomによるオンライン開催）

受講人数 9名

内 容 （1）協議及び情報交換

（2）講演 演題 「自立援助ホームにおける支援の実際」

講師 自立援助ホームNEXT福島

ホーム長 根本 保則 氏

(2) 面接スキル研修会

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加しており、相談に対応する児童相談所の職員は高度な専門的対応が求められています。そこで、毎年度、職員の面接スキルの向上を目的とした研修会を開催しています。

令和3年度においては、次のとおり研修会を開催しました。

ア 面接スキルトレーニング・事例検討研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね3年以内の職員

期 日 令和3年7月12日(月)

会 場 中央児童相談所大会議室

受講人数 14名

イ 面接スキルトレーニング・事例検討スーパーバイザー研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね5年以上の職員

期 日 令和3年8月20日(金)

会 場 中央児童相談所大会議室

受講人数 11名

(3) 派遣研修

職員の一層の専門性の向上を図るため、国立武蔵野学院や子どもの虹情報研修センターその他の団体が主催する研修に、各児童相談所から多数の職員を派遣しました。

児童虐待の増加を受けて平成30年12月に策定された国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(対象期間2019～2022)において、全国児童相談所の体制及び専門性の強化を図ることとされ、その一環として児童福祉司、児童心理司の大幅な増員等が進みました。

このため本県においても若手職員が急増し、それらの職員の専門性を早期に高めることが大きな課題となったことから、令和4年度において中央児童相談所に研修企画担当職員を新たに配置するとともに、新規事業「児童相談所職員人材育成推進事業」により職員の専門性向上研修(令和4年度は全13回)の計画的開催が始まりました。

5 市町村との連携、市町村支援

児童福祉法の規定により、都道府県は、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供、職員の研修その他必要な援助等を行うこととされており、第一義的な相談窓口となる市町村と県（児童相談所）との連携は、児童福祉の推進に欠かすことができません。

各児童相談所では、毎年度、管内市町村担当者会議を開催し、協議、情報交換等を行っています。

令和3年度における児童相談所ごとの市町村担当者会議の開催状況は、次のとおりです。

【中央児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度市町村児童相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和3年11月9日（火）
- ・ 開催会場 中央児童相談所会議室
- ・ 出席市町村数 8（県北保健福祉事務所も出席）
- ・ 議題 ① 各市町村からの現況報告
② 研修

【県中児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度市町村児童福祉担当者会議
- ・ 開催期日 令和3年5月21日（金）
- ・ 開催会場 県郡山合同庁舎仮庁舎第1会議室
- ・ 出席市町村数 14
- ・ 議題 ① 行政説明（県中児童相談所の業務、市町村相談援助活動について ほか）
② 事例紹介（須賀川市こども課 柿沼瑞穂氏）とグループ討議（各市町村の在宅支援について/要対協の登録、終結について）

【会津児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和3年7月13日（火）
- ・ 開催会場 ピカリンホール 大ホール
- ・ 出席市町村数 12
- ・ 議題 ① 会津児童相談所の令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画について
② 各市町村からの状況報告について
③ 情報交換、協議事項について

【浜児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和3年5月26日（水）
- ・ 開催会場 ※ 書面開催

- ・対象市町村数 14
- ・議題 ① 令和3年度 浜児童相談所 職員体制
- ② 家庭支援における児童相談所と市町村の役割（R3年度版）
- ③ 市町村子ども家庭支援のあり方及び実務等（R3年度版） ほか

令和4年度においては、市町村支援体制の充実・強化に向け、新たに市町村支援担当児童福祉司を中央児童相談所（県北及び会津担当）及び県中児童相談所（県中、県南及び浜通り担当）に配置し、市町村訪問による助言等を行っています。

6 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議

児童虐待事案に対する迅速、適切な対応を図るためには、関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、各児童相談所と管轄の警察署及び検察庁（支部）で連絡会議を設置して毎年度会議を開催し、児童虐待や非行問題等についての協議、情報交換等を行っています。

令和3年度における各連絡会議の開催状況は次のとおりです。

【中央児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議
- ・ 開催期日 令和3年6月30日（水）
- ・ 開催会場 中央児童相談所会議室

【県中児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度管内警察署、検察庁及び県中児童相談所の連絡会議
- ・ 開催期日 令和3年5月28日（金）
- ・ 開催会場 県郡山合同庁舎仮庁舎第1会議室

【会津児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度会津児童相談所と管内警察署等との連絡会議
- ・ 開催期日 令和3年6月4日（金）
- ・ 開催会場 会津児童相談所会議室

【浜児童相談所】

- ・ 会議名称 令和3年度管内警察署及び検察庁との連絡会議

<いわき地区>

- ・ 開催期日 令和3年6月29日（火）
- ・ 開催会場 浜児童相談所会議室

<相双地区>

- ・ 開催期日 令和3年7月13日（火）
- ・ 開催会場 県環境放射線センター会議室

IV 児童福祉施設等

1 県内の児童福祉施設一覧

施設種類	設置主体	施設名	定員(人)	郵便番号	施設所在地	電話番号
乳児院	県	若松乳児院	40	965-0807	会津若松市城東町1-100	0242(27)0033
児童養護施設	法	福島愛育園	77	960-8156	福島市田沢字躑躅森16	024(549)0596
	法	青葉学園	50	960-2152	福島市土船字新林24	024(593)1022
	法	堀川愛生園	35	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94	0247(33)2739
	法	会津児童園	45	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端5	0242(92)3250
	法	白河学園	42	961-0984	白河市和尚壇山2-9	0248(23)3059
	法	いわき育英舎	40	979-3124	いわき市小川町上小川字大坂5	0246(83)1571
	法	アイリス学園	40	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-3	024(591)2105
	法	森の風学園	24	963-6301	石川郡玉川村四辻新田字諏訪平125-4	0247(57)3788
児童自立支援施設	県	福島学園	50	962-0001	須賀川市森宿字中新田128	0248(73)2514
自立援助ホーム	法	NEXT福島	6	970-8026	いわき市平字紺屋町54 扇マンション6階	0246(85)5346
	法	あい	6	963-8811	郡山市方八町2-6-16	024(953)3871
	法	NEXT小法師	6	960-8057	福島市笹木野字中金谷35-2	024(515)7602
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	県	大笹生学園	45	960-0251	福島市大笹生字組板山182-1	024(557)6014
	法	桜が丘学園	30	963-7855	石川郡石川町字猫啼359-1	0247(26)2003
	法	東洋学園児童部	80	979-0204	いわき市四倉町細田字御厩13-3	0246(38)7871
	県	福島県ばんだい荘わかば	40	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242(65)2711
	法	入所支援事業所アルバ	30	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦52	024(945)0369
	法	原町学園	30	979-2521	相馬市赤木字松ヶ沢160-4 相馬ユートピア内	0244(36)4660
	法	白河めぐみ学園	30	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1	0248(25)2046
	法	白河こひつじ学園	30	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原156-1	0248(25)2055
医療型障害児入所施設(肢体不自由児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	県	総合療育センター	80	963-8041	郡山市富田町上ノ台4-1	024(951)0250
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	法	国立病院機構福島病院	164	962-8507	須賀川市芦田塚13	0248(75)2131
	法	国立病院機構いわき病院	80	971-8126	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246(88)7101

※福島整肢療護園の定員は、肢体不自由児と重症心身障害児を合算した人数である。

2 施設別在籍状況

(1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(人)

	種別	施設名	R2年度末人員					R3年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	計	中央	県中	会津	浜	計
県内	乳児院	若松乳児院	3	3	1	2	9	3	3	3	0	9
	児童養護施設	福島愛育園	23	21	6	6	56	19	17	8	5	49
		青葉学園	16	10	2	8	36	19	8	2	6	35
		堀川愛生園	6	15	4	0	25	5	8	3		16
		会津児童園	3	8	19	1	31	3	8	15	1	27
		白河学園	9	15	3	10	37	9	14	4	10	37
		いわき育英舎	1	4	6	24	35		5	6	20	31
		アイリス学園	11	10	1	9	31	11	10	1	7	29
		森の風学園	3	10	1	4	18	3	13	4	3	23
	児童自立支援施設	福島学園	2	2	6	3	13	7	4	10	3	24
	県内計		77	98	49	67	291	79	90	56	55	280
県外	児童自立支援施設	国立武蔵野学院	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		国立きぬ川学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童心理治療施設	青森おおぞら学園	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2
	県外計		1	0	0	0	1	3	0	0	0	3
乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設 計(1)		78	98	49	67	292	82	90	56	55	283	

(2) 障害児入所施設

(人)

	種別	施設名	R2年度末人員				R3年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	中央	県中	会津	浜	
県内	福祉型障害児入所施設 知的障害児	大笹生学園	措置	11	0	1	1	10	0	1	3
			契約	6	1	0	0	11	1	0	0
		ばんだい荘 わかば	措置	1	3	7	0	2	3	6	0
			契約	0	0	8	0	0	2	11	0
		桜が丘学園	措置	0	14	1	0	0	15	1	0
			契約	0	9	0	2	0	6	0	2
		東洋学園 (児童部)	措置	0	0	0	6	1	0	0	3
			契約	0	0	1	11	0	0	1	9
		アルバ	措置	2	12	0	0	6	11	0	0
			契約	0	4	0	0	0	3	0	0
		白河めぐみ 学園	措置	4	5	2	1	4	4	2	1
			契約	0	3	2	0	1	2	3	0
		白河こひつじ 学園	措置	1	5	3	1	1	3	3	1
			契約	0	4	3	2	0	4	4	1
	原町学園	措置	4	3	0	0	2	1	0	0	
		契約	0	1	0	0	0	0	0	0	
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	福島整肢 療護園	措置	0	0	0	1	0	0	0	1
			契約	0	0	0	1	0	0	0	1
		福島県総合 療育センター	措置	1	0	0	1	7	0	2	1
			契約	1	9	1	0	6	6	3	0
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	福島整肢 療護園	措置	0	0	0	1	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		福島県総合 療育センター	措置	2	1	2	0	0	1	0	0
			契約	2	10	3	1	2	8	5	1
		国立病院機構 福島病院	措置	1	2	4	0	0	2	0	0
			契約	4	10	2	6	4	9	1	6
	国立病院機構 いわき病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
契約	0	0	0	0	0	0	0	0			
県内計			措置	27	45	20	12	33	40	15	10
			契約	13	51	20	23	24	41	28	20
県外	福祉型障害児入所施設 知的障害児	筑峯学園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	1
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	宮城県拓桃園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	3
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	国立病院機構 宮城病院	措置	0	0	0	1	0	0	0	0
			契約	1	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 米沢病院	措置	0	0	1	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	1	0	0	0
		国立病院機構 小諸高原病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 八戸病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		新潟はまぐみ 小児医療センター	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	1	0
	西多賀病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	0	0	0	0	1	
	県外計			措置	0	0	1	1	0	0	0
			契約	1	0	0	0	1	0	1	
障害児施設 計(2)			措置	27	45	21	13	33	40	15	10
			契約	14	51	20	23	25	41	29	25
			合計	27	45	23	15	33	40	15	10
施設入所 総計((1)+(2))			措置	105	143	70	80	115	130	71	65
			契約	14	51	20	23	25	41	29	25
			合計	119	194	90	103	140	171	100	90

(3) 県内の福祉事務所等一覧

福祉事務所等名	郵便番号	所在地	電話番号	
福島県県北保健福祉事務所	960-8012	福島市御山町8-30	024(534)4118	
福島県県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248(75)78109	
福島県県南保健福祉事務所	961-0074	白河市字郭内127	0248(22)5647	
福島県会津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市城東町5-12 (R3.5.6~) 旧住所:会津若松市追手町7-40	0242(29)5278	
福島県南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241(63)0305	
福島県相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244(26)1134	
福島県いわき地方振興局 (県民部県民生活課)	970-8026	いわき市平字梅本15	0246(24)6204	
福島市福祉事務所	960-8601	福島市五老内町3-1	024(535)1111	
伊達市福祉事務所	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	024(575)1111	
二本松市福祉事務所	964-8601	二本松市金色403-1	0243(23)1111	
本宮市福祉事務所	969-1192	本宮市本宮字万世212	0243(33)1111	
郡山市福祉事務所	963-8601	郡山市朝日1丁目23-7	024(924)2491	
須賀川市福祉事務所	962-8601	須賀川市八幡町135	0248(88)8111	
田村市福祉事務所	963-4393	田村市船引町船引字畑添76-2	0247(81)2111	
白河市福祉事務所	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248(22)1111	
会津若松市福祉事務所	965-8601	会津若松市東栄町3-46	0242(39)1111	
喜多方市福祉事務所	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	0241(24)5229	
相馬市福祉事務所	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244(37)2205	
南相馬市福祉事務所	975-8686	南相馬市原町区本町2- 27	0244(24)5243	
いわき市	平地区保健福祉センター	970-8686	いわき市平字梅本21	0246(22)1163
	小名浜地区保健福祉センター	971-8162	いわき市小名浜花畑町34-2	0246(54)2111
	勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	いわき市錦町大島1	0246(63)2111
	常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷76	0246(43)2111
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246(27)8690
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	いわき市四倉町字西4丁目11-3	0246(32)2114
	小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	いわき市小川町高萩字下川原15	0246(83)1329

(令和4年4月1日現在)